

三木市吉川地域義務教育学校 設置に係る基本計画策定業務

基本計画書

[本編]

令和 8 年 8 月
三木市教育委員会

■ 目次

I はじめに

- 1. これまでの検討経緯
 - (1) これまでの経緯 5
 - (2) 三木市小中一貫教育グランドデザイン（基本理念） 6
 - (3) 基本構想 7
- 2. 本計画の位置付け 8

II 基本計画策定にあたっての条件整理

- 1. 上位計画・関連計画
 - (1) 文部科学省の各種指針 10
 - (2) 市の行政計画 12
- 2. 計画地概要
 - (1) 三木市の概要 13
 - (2) 計画地の概要 14
 - (3) 小学校及び中学校の概要 17
 - (4) 児童生徒数の推移 18

III 施設計画

- 1. 校舎づくりコンセプト 20
- 2. 計画諸室
 - (1) 所要室の計画方針 22
 - (2) 各室の利用形態 22
- 3. 構造計画の方針
 - (1) 計画の方針 24
 - (2) 耐震性能の方針 24
 - (3) 構造方式の方針 25
- 4. 設備計画の方針
 - (1) 計画の方針 26
 - (2) 電気設備計画の方針 26
 - (3) 機械設備計画の方針 27
 - (4) セキュリティ計画の方針 27
 - (5) 省エネ基準・ZEB化の方針 28

IV 配置・平面ゾーニング計画

1. 敷地利用計画・配置計画

- (1) 既存施設の活用を検討 30
- (2) 建設位置の方針 33
- (3) 施設配置の方針 34
- (4) ゾーニングの検討 35
- (5) コンセプトの具現化 36

V 付加機能

1. 地域開放機能

- (1) 計画の方針 40
- (2) 地域開放範囲の考え方 41
- (3) 防犯性確保の考え方 42

2. 防災機能

- (1) 計画の方針 43
- (2) 学校施設における避難所機能強化の考え方 44

3. 環境配慮機能

- (1) 計画の方針 48
- (2) 環境配慮手法の採用の考え方 48

VI 整備費概算・事業スケジュール

- 1. 整備費概算 53
- 2. 事業スケジュール 53

1. これまでの検討経緯

(1) これまでの経緯

近年、全国的な少子化の進行や社会環境の変化により、子どもたちを取り巻く教育環境は大きく変化しています。三木市においても児童生徒数の減少が続いており、特に吉川地域では、市町合併当時の平成 17 年度と令和 7 年度を比較すると、児童生徒数は 3 分の 1 以下に減少し、学校の小規模化が進行しています。

このような状況を踏まえ、本市では令和元年 10 月に「三木市立小中学校の学校再編に関する実施方針」を策定し、子どもたちにとって望ましい教育環境の整備に向けた取組を進めてきました。令和 3 年度には中吉川小学校、上吉川小学校及びびみなぎ台小学校を統合して吉川小学校を開校し、令和 4 年度には東吉川小学校を統合し、現在の吉川小学校が誕生しました。

令和 3 年 12 月には、小中一貫教育の目的や育成すべき資質・能力を示した「小中一貫教育グランドデザイン」を策定し、「主体性」「協働性」「創造力」を身に付けた 15 歳の育成を目指すとともに、教員交流研修やカリキュラムの検討など、小中一貫教育の実践に向けた取組を開始することとしました。

令和 4 年度には、学識経験者・地域・保護者・学校の代表から成る「三木市小中一貫教育推進協議会」を設置し、市内全校で取り組む小中一貫教育の方向性や施設一体型小中一貫校の導入について協議を重ね、令和 5 年 1 月には「三木市小中一貫教育推進に係る意見書」が提出されました。さらに、令和 5 年 5 月の総合教育会議において、吉川地域に本市初となる施設一体型小中一貫校を設置する方針が決定されました。

その後、「吉川地域における施設一体型小中一貫校設置に係る地域協議会」及び「教職員部会」を設置し、地域住民や保護者、教職員など多様な主体との協議を重ねながら、新たな学校の在り方や施設整備の方向性について検討を進めてきました。

これらの検討を踏まえ、令和 7 年 8 月に「吉川地域における施設一体型小中一貫校基本構想」を策定し、施設一体型小中一貫校における教育の基本的な考え方や施設整備の方向性を示しました。

(2) 三木市小中一貫教育グランドデザイン（基本理念）

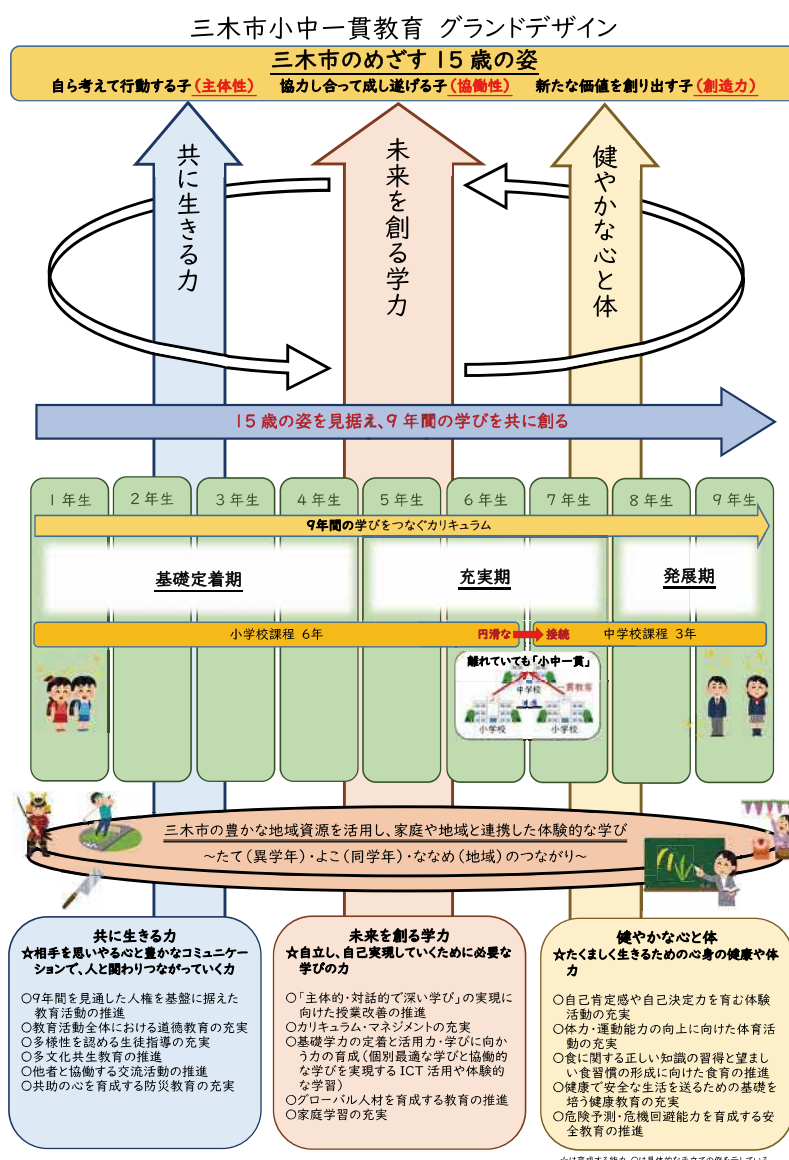
小中一貫教育の目的や意義を明確にし段階的に推進していくため、令和3年12月に「小中一貫教育グランドデザイン」を作成しました。小中一貫教育を通して育成すべき資質や能力等に関する考え方について構造的にまとめています。

グランドデザインでは、9年間の学びの積み重ねを通して、予測困難な未来を生き抜くために必要な「主体性」「協働性」「創造力」を身に付けた15歳の育成を目指しています。また、その実現に向けた3つの柱として「未来を創る学力」「共に生きる力」「健やかな心と体」を設定しています。

また、本市は豊かな教育資源に恵まれていることから、家庭や地域と連携した体験的な学びを推進しています。

「令和5年度からは、コミュニティ・スクール（※1）（学校運営協議会制度）を順次導入しており、小中一貫教育グランドデザインに基づく教育活動の更なる充実を図っています。」

「※1 学校と保護者や地域住民が共同で子どもたちの成長を支える「地域とともにある学校づくり」を目指す仕組みです。」



(3) 基本構想

本市が目指す教育理念の実現に向け、吉川地域の特色を生かした施設一体型の義務教育学校（※１）を整備し、令和 12 年度（2030 年度）の開校を目指します。

施設一体型の特長を生かした 9 年間の一貫教育と、一人一人に寄り添う教育環境を実現するとともに、子どもたちにとって「明日、また行きたい学校」、地域にとって「生き生きと輝く学校」を目指し、次の 5 つのコンセプトに基づき環境整備を進めます。

「※１「義務教育学校」は、一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、小学校 6 年間と中学校 3 年間の義務教育を一つの学校で一貫して行う学校」

① 学びが広がる学校環境

児童生徒の日常的なふれあいを重視し、多様な学習形態に対応できるフレキシブルな環境を整備します。

- ・「4・3・2 制」の導入など、多様な学年段階の区切りにも対応できる施設環境を目指します。
- ・学校全体を「学びの場」として捉え、学年の枠を越えて児童生徒が日常的に交流できる施設環境を検討します。
- ・将来の児童生徒数の変動や教育活動の変化などに対応可能な施設を目指します。

② 快適で利便性の高い学校環境

児童生徒がのびのびと過ごせる、快適で利便性の高い環境を整備します。

- ・児童生徒が活力あふれる学校生活を送るとともに、いつも安心してリラックスできるなど、心の居場所となる施設環境を目指します。
- ・心身ともに健康な学校生活に向け、日照、採光、通風、換気、室温、音の影響等に配慮し、快適性の確保に努めます。
- ・全ての人が円滑に学校を利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、バリアフリー施設として整備します。

③ 地域への愛着と誇りを感じる学校環境

学校をより身近なものとし、地域を支え、地域に支えられる環境を整備します。

- ・学校と協働する活動（コミュニティ・スクール等）を行う人たちと児童生徒が交流できるエリアを確保し、地域の教育力を生かした学びを創造します。
- ・統合の経緯を踏まえ、学校への親しみや愛着を育むことのできる空間整備を検討します。

④ 安心・安全な施設環境

全ての児童生徒が生き生きと元気に学ぶため、安心と安全に配慮した環境を整備します。

- ・不審者対策等の充実をはじめ、より高い防犯性を備えた機能的な施設環境を目指します。
- ・敷地内における徒歩、自転車、自動車、スクールバスの利用に係る動線に配慮するなど、安全な施設環境を確保します。
- ・災害時には児童生徒及び地域住民等の避難場所となることを想定し、地域防災拠点としての機能を確保します。

⑤ 自然環境に配慮した学校施設

地球環境負荷への配慮とともに、次世代を担う子どもたちが五感で体感できる環境教育の場となる施設を整備します。

- ・外壁や窓の高断熱化、高効率照明や高効率空調機等の設備の導入などにより、省エネルギー化による維持管理費の削減を目指します。
- ・環境教育と関連付けながら、児童生徒が再生可能エネルギーや地球環境について理解を深め、社会全体に貢献する意識の醸成を図ります。

2. 本計画の位置付け

基本計画は、基本構想で示した理念や整備方針を具体化するものであり、義務教育学校に求められる教育環境や地域連携機能、防災機能等の必要な諸条件を整理するとともに、地域住民、保護者及び教職員との対話やワークショップなどでいただいた意見を踏まえながら、敷地利用や施設配置、諸室構成、整備方針等を具体的に示し、令和 12 年度の開校に向けた施設整備を推進することを目的とします。

基本計画のとりまとめにあたっては、主に以下の項目を検討し、方針決定を行います。

- ・基本構想の反映
- ・関係者の意見聴取結果とその反映
- ・必要諸室の整理
- ・建築計画の条件整理（施設規模、構造・設備計画など）
- ・敷地利用パターンの比較検討及びゾーニングの検討
- ・付加機能の検討（地域開放、防災、環境配慮計画など）
- ・概算工事費の算出
- ・設計・施工スケジュールの整理

Ⅱ 基本計画策定にあたっての条件整理

1. 上位計画・関連計画

計画の前提条件となる国の各種指針や法令、三木市の主な行政計画・教育目標を整理し、その中における本事業及び計画地の位置付けを把握します。

(1) 文部科学省の各種指針

■小学校・中学校学習指導要領

(平成 29 年 3 月告示 令和 2 年度（小学校）・令和 3 年度（中学校）全面实施)

学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準が定められています。平成 29 年の改定のポイントとして下記が挙げられています。

- 子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の推進
- 社会と共有し連携する「社会に開かれた教育課程」の重視
- 道徳教育の充実や体験活動の重視による「豊かな心や健やかな体を育成」

■次期学習指導要領の改訂に向けた検討（令和 6 年度～）

次期学習指導要領の改訂に向けた検討が進められています。本計画では、供用開始時の教育内容を見据え、将来的な教育の変化にも柔軟に対応できる学校施設を目指します。

■小学校・中学校施設整備指針（令和 4 年 6 月）

学校教育を進める上で必要な機能を確保するための留意事項を示したものです。令和 4 年の改正では、1 人 1 台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に向け、新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について記述されました。

■新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について（令和 4 年 3 月）

学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項が示されています。令和 4 年の改定では「“Schools for the Future”「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する」というキーコンセプトを掲げ、以下の 5 つの方向性を示しています。

- 学び：個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現
- 生活：新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現
- 共創：地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現
- 安全：子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現
- 環境：脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現

■学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）の充実・見直しに係る取組事例集（令和 7 年 3 月）

学校施設の長寿命化計画の充実・見直しに向けた検討プロセスや、施設更新・改修の進め方、維持管理に関する取組事例が示されています。

■学校における ICT 環境の整備方針・ICT 環境整備 3 か年計画（2025 ～ 2027 年度）（令和 7 年 1 月）
GIGA スクール構想のさらなる推進に向け、学校における ICT 環境の整備目標や整備方針が示されています。

■エコスクールー環境を考慮した学校施設の整備推進ー（令和 4 年 6 月）

環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備に関して「施設面・運営面・学習面」の 3 つの視点から留意事項が記載されています。

■近年の災害から学ぶ避難所となる学校施設について～バリアフリー化の取組事例集～（平成 30 年 3 月）

近年の災害で避難所となった学校施設で聞かれた避難者の声や、避難所となる学校施設のバリアフリー化の重要事項などを事例集として取りまとめています。

■避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集（令和 2 年 3 月）

避難所となる学校施設の防災機能強化などに向けた取組を推進する際の参考となるよう、学校施設の防災機能整備の取組が記載されています。

■学校施設バリアフリー化推進指針（令和 2 年 12 月）

学校施設のバリアフリー化に関する基本的な考え方や計画・設計上の留意点などについて記載されています。

■学校施設のバリアフリー化の加速に向けた取組事例集（令和 4 年 6 月）

学校施設のバリアフリー化の加速に向けた取組を推進する際の参考となるよう、学校施設のバリアフリー化の取組が記載されています。

■2050 年カーボンニュートラルの実現に資する学校施設の ZEB 化の推進について

ー既存学校施設における快適で健康的な環境づくりと脱炭素化に向けてー（令和 5 年 3 月）

学校施設の脱炭素化に関するワーキンググループを設置し、学校施設の ZEB 化の推進方策などについて報告書として取りまとめています。

■ZEB チェックポイント～設計における ZEB 対応確認事項～（令和 6 年 3 月）

大学、高専などにおける教室棟や研究棟などの標準的な施設を対象として、ZEB 化の手法を示すとともに、施設整備の際に ZEB 化（ZEB Ready 相当）を実現するための設計段階でのチェックポイントなどをまとめています。

(2) 市の行政計画

■三木市総合計画（令和 2 年 3 月策定、令和 7 年 3 月改訂）

まちの将来像「誇りを持って暮らせるまち三木」のもと、まちづくりの方向性とその実現のための取組方針について記載されています。

■第 3 期三木市創生計画 人口ビジョン・総合戦略（令和 7 年 3 月策定、令和 8 年 3 月第 2 版）

「目標」「基本方針」「総合戦略の 5 つの柱」のもと、目標人口達成に向けた各戦略・政策について記載されています。

■三木市公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月策定、令和 4 年 3 月改訂）

多くの公共施設が一斉に更新時期を迎えることから、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を縮減するとともに、人口規模・市民ニーズに適合した配置を目指すことが示されています。

■第 3 期三木市教育大綱（令和 7 年 3 月）

基本理念『夢を育み、未来を創る三木の教育』及び基本方針「未来を創る教育を進めます」「子どもたちが安心して自分らしく過ごせる学校・家庭・地域をつくれます」「安心・安全で質の高い学びを表現する環境づくりを進めます」「人生 100 年を通じた学びを支えます」のもと、方針や具体的施策が挙げられています。

■第 4 期三木市教育振興基本計画（令和 8 年 2 月）

第 3 期三木市教育大綱の理念を具体化する実施計画として策定され、令和 8 年度から令和 12 年度までの教育施策の基本的な方向性を示しています。「夢を育み、未来を創る三木の教育」の実現に向け、子ども一人ひとりの可能性を伸ばす教育や、誰もが安心して学べる教育環境の充実を推進します。

■三木市こども計画（令和 7 年 3 月）

学校・家庭・地域が連携・協働した「地域とともにある学校づくり」を進め、こどもたちを地域全体で育てる機運を高めることが示されています。

■第 3 次三木市環境総合計画（令和 3 年 4 月策定、令和 8 年 3 月中間見直し）

目指す環境像『自然共生と資源循環による「うるおい豊かな環境」を守りつなぐまち 三木』の実現のための、5 つの基本目標と施策が記載されている。環境教育・環境学習を推進するための施策として、体験型学習を通じて子どもたちの環境への理解を深めることが示されています。

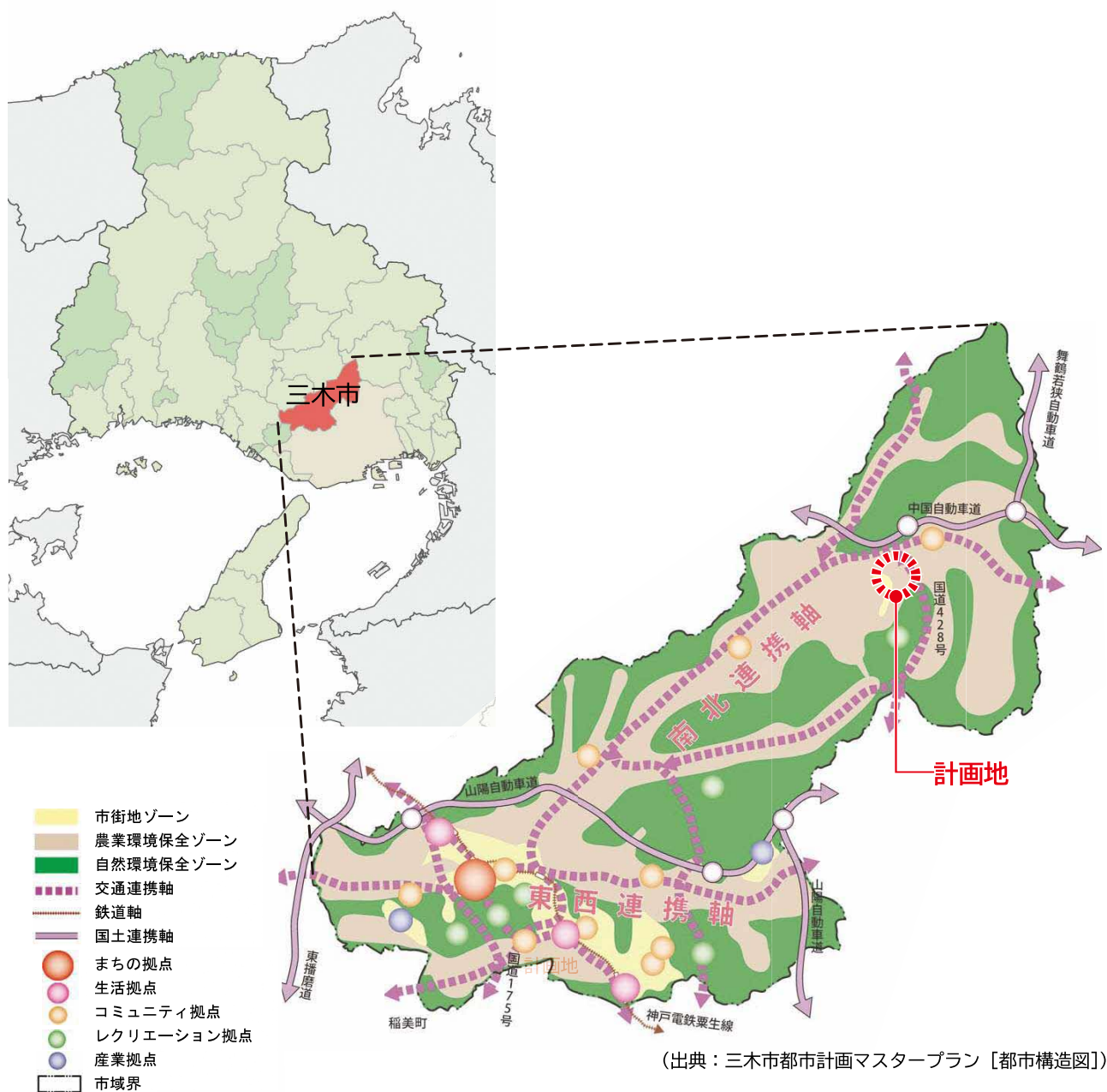
■三木市地域防災計画（令和 7 年）

学校を地域防災拠点として位置付け、施設の耐震・耐火性の強化や防災機能を備えた施設整備を推進することが示されています。

2. 計画地概要

(1) 三木市の概要

三木市は、兵庫県の南東部に位置し、西は加古川市・稲美町、東是三田市、南は神戸市、北は小野・加東市に接しています。交通面では、神戸電鉄粟生線が市内を通り、東西には、山陽自動車道・中国自動車道が横断しています。交通の要衝として注目され、数多くのゴルフ場が立地するほか、「三木ホースランドパーク」「山田錦の館」「吉川温泉よかたん」「ネスタリゾート神戸」など、観光資源も多彩なものがあります。古い歴史と自然に恵まれ、播磨国風土記には、億計（おけ）、弘計（をけ）2皇子の古代ロマンの物語が記されています。また、平成17年に三木市と吉川町の合併により、名実ともに山田錦（酒米）の主生産地となり、三木金物ブランドも全国的に有名です。



(2) 計画地の概要

■概要

- ・所在地 : 三木市吉川町渡瀬 300 番地 12
- ・敷地面積 : 約 45,000 m²
- ・用途地域 : 吉川都市計画区域（非線引き区域）
用途地域指定なし
- ・容積率 : 200%
- ・建ぺい率 : 60%
- ・接道 : 東側（県道淡河吉川線） 幅員 6.5 ～7.5m
- ・防火指定 : 指定なし
- ・高さ制限 : 道路斜線：1.25L
隣地斜線：1.25L+20m
- ・日影規制 : 4h-2.5h/4m（建築物の高さ 10m 超えの場合）
- ・その他 : 屋外広告物規制 第 1 種禁止地域（高速道路から 1 km 範囲）、第 2 種禁止地域
埋蔵文化財包蔵地
「まちの区域」「丘陵の区域」に該当（県緑条例）



※図上の境界線は、未確定部分を含む、想定ラインとしています。

■現況写真



①-1 県道淡河吉川線



①-2



②-1 敷地内通路



②-2



②-3



②-4



③-1 渡瀬城跡



③-2



④-1 敷地内高低差



④-2



⑤敷地内高低差



⑥-1 敷地内高低差



⑥-2



⑦敷地内高低差とグラウンド1



⑧グラウンド2



⑨奥池

① 県道淡河吉川線：計画地接道部分は2車線＋歩道付き道路となっています。

② 敷地内通路：計画地内には県道と敷地を結ぶ通路が整備されています。

③ 渡瀬城跡：現屋内運動場に隣接し、擁壁によって隔てられています。

④ 敷地内高低差：約5.5mの段差です。

⑤ 敷地内高低差：約6.2mの段差です。

⑥ 敷地内高低差：約3.7mの段差です。

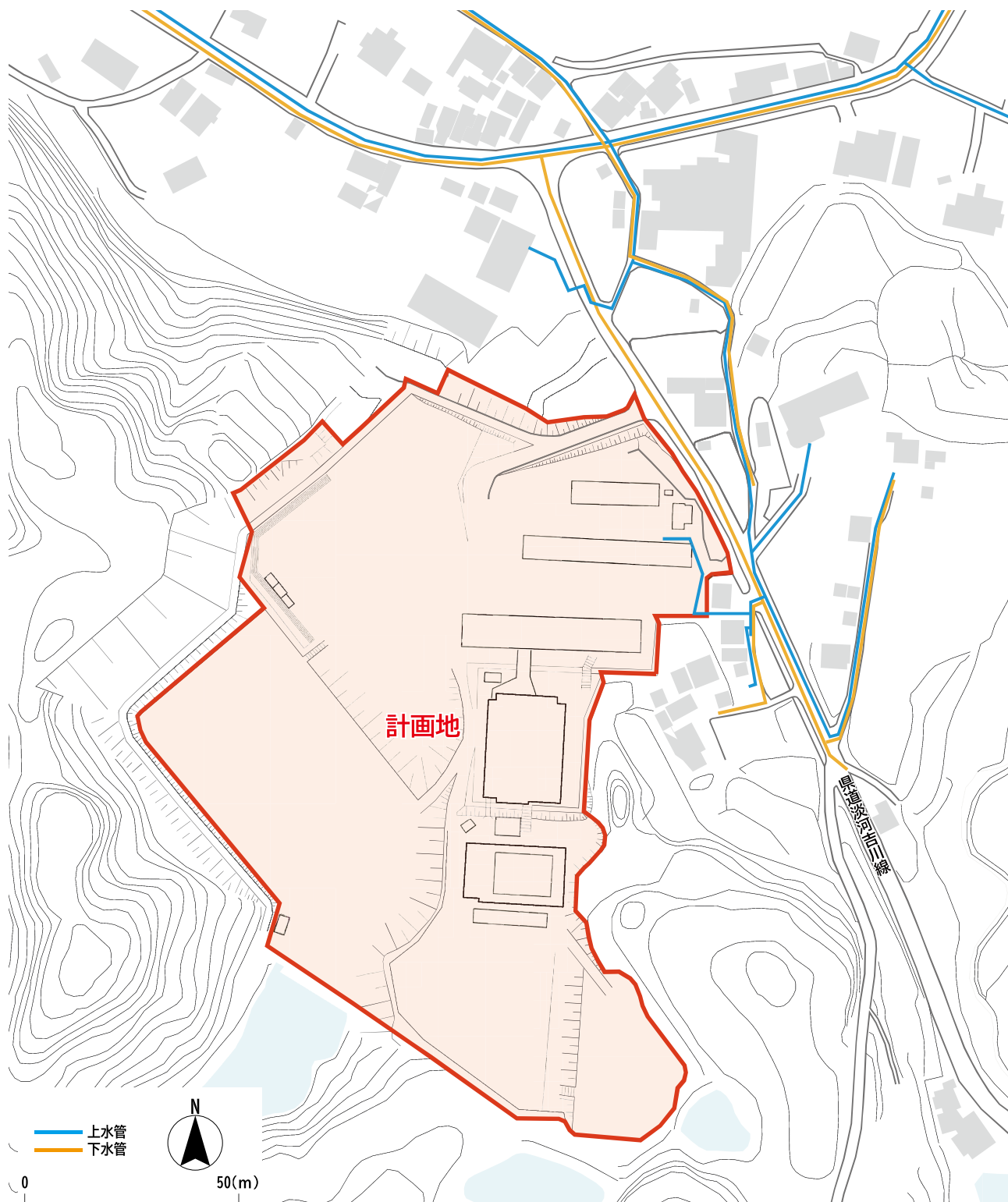
⑦ 敷地内高低差とグラウンド1：約6.5mの段差です。

⑧ グラウンド2：広いグラウンドが整備されており、2つのグラウンド間には高低差があります。

⑨ 奥池：一部埋め立てされたため池となっています。

■敷地周辺インフラ状況

- ・現況の敷地周辺インフラについて以下に整理します。



(3) 小学校及び中学校の概要

■吉川小学校

○学校の特徴

令和 3 年に上吉川小学校、中吉川小学校、みなぎ台小学校の 3 校統合、令和 4 年に東吉川小学校統合を経て、現在は児童数が 190 名程度の小規模校となっています。地域や保護者は学校教育に対して協力的であり、学校と地域との結びつきも深く、教育、福祉などの施設も整い、地域の人々が相互に連携し、住みよいまちづくりへの努力が積み重ねられています。

○学校教育目標

「こころ豊かに たくましく 学びを深めあえる子の育成」
～ふるさとを愛し 夢を育む学校づくり～

○めざす 12 歳の児童像

- 【主体性】 何事にも前向きに挑戦し、自分で考え行動できる児童
- 【協働性】 対話しながら より良い方向性を見出そうとする児童
- 【創造力】 目標や夢をもち、先を見通しながら粘り強く努力する児童

○校舎

平成 11 年（1999 年）竣工
令和 3 年（2021 年）改修



【吉川小学校外観】



【吉川小学校校章】

■吉川中学校

○学校の特徴

昭和 33 年に東吉川中学校、中吉川中学校、上吉川中学校の 3 校統合を経て吉川中学校となっています。その後いくつかの改修・改築が行われ、現在の姿となっています。

○校訓

自主・協力・創造

○学校教育目標

「すすんで学び続け 心身ともにたくましい気概をもった生徒の育成」

○めざす 15 歳の生徒像

- 【主体性】 自ら課題を定め、見通しを持って自分を高める生徒
- 【協働性】 自他を認め合いながら、より良い方向性を見出そうとする生徒
- 【創造力】 柔軟な発想で変化をとらえ、新たな可能性を広げる生徒

○校舎

昭和 35 年（1960 年）竣工
平成 6 年（2004 年）改修



【吉川中学校外観】



【吉川中学校校章】

(4) 児童生徒数の推移

■児童生徒数の推移

令和 8 年度において吉川小学校の児童数は 173 人で学級数が 7 クラス、吉川中学校の生徒数は 93 人で学級数が 3 クラス（共に特別支援学級含まない）となっています。

児童生徒数は減少傾向にありますが、特認校指定による、校区外からの通学を考慮すれば、推移数が変わる可能性があります。本計画では 1 学級として計画します。

[吉川小学校]

全学年が 1 学級

開校時

学年	R8年度		R9年度		R10年度		R11年度		R12年度		R13年度	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1年	26	1	15	1	27	1	16	1	33	1	20	1
2年	19	1	26	1	15	1	27	1	16	1	33	1
3年	31	1	19	1	26	1	15	1	27	1	16	1
4年	27	1	31	1	19	1	26	1	15	1	27	1
5年	29	1	27	1	31	1	19	1	26	1	15	1
6年	41	2	29	1	27	1	31	1	19	1	26	1
計	173	7	147	6	145	6	134	6	136	6	137	6

※1 35 人学級を基本としています

※2 現校区での見込み人数となっています

[吉川中学校]

全学年が 1 学級

開校時

学年	R8年度		R9年度		R10年度		R11年度		R12年度		R13年度	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1年	32	1	41	2	29	1	27	1	31	1	19	1
2年	23	1	32	1	41	2	29	1	27	1	31	1
3年	38	1	23	1	32	1	41	2	29	1	27	1
計	93	3	96	4	102	5	97	4	87	3	77	3

※1 35 人学級を基本としています

※2 現校区での見込み人数となっています

Ⅲ 施設計画

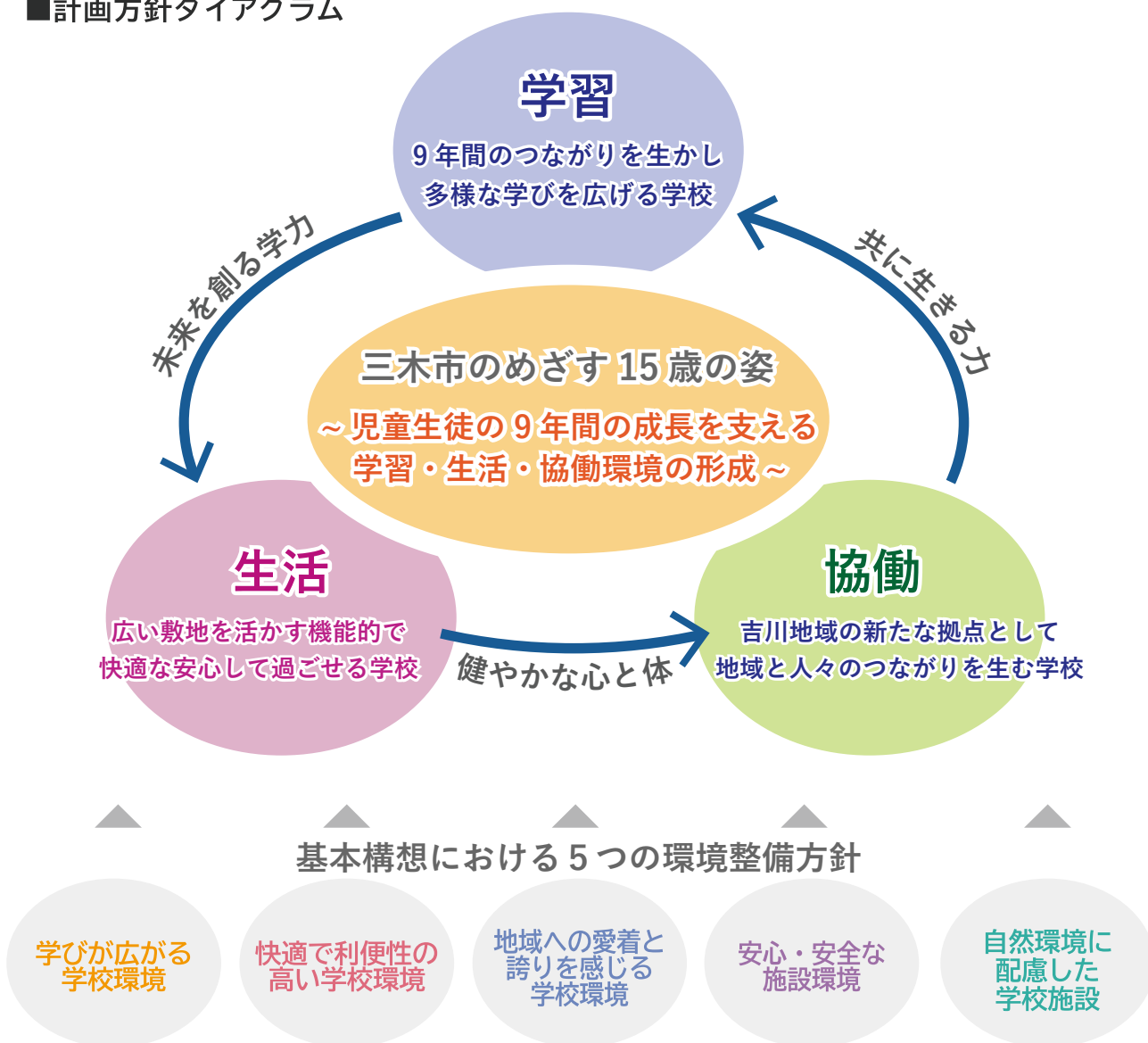
1. 校舎づくりコンセプト

■計画方針

児童生徒の9年間の成長を支える学習・生活・協働の学校づくり

吉川地域の特色を活かした魅力ある学校を実現するため、基本構想における5つの環境整備方針を踏まえ、基本計画では「学習・生活・協働」を校舎づくりのコンセプトとして、建築計画や土地利用方針、施設設計の方向性を定めます。

■計画方針ダイアグラム



I. 学習：9年間のつながりを生かし多様な学びを広げる学校

施設一体型義務教育学校のメリットを活かし、学習空間の共有化や、教科の特性に応じた専門的な学習環境の整備を図るとともに、新しく整備される学校施設として、最新の教育ニーズに対応する学習環境と教職員の執務環境を計画します。

- ① メディアセンターや教科ギャラリーの計画により、日常的に本や教材、情報に触れられる環境づくりを行います。
- ② 4・3・2制や6・3制などの様々な学年段階の区切りや教科センター方式などの新しい学校運営方式にも対応できる柔軟性のある教室計画とします。
- ③ 広い教室や教室と連携しやすい特色ある多目的スペースの計画により、多様な学習形態や授業展開に対応できる教育空間計画とします。
- ④ 特別支援学級やサポートルーム利用者など、全ての児童生徒が共に学びやすいインクルーシブな学び舎とします。
- ⑤ 1年生から9年生までの発達段階に応じた異学年の交流空間を日常の学校生活の中に計画します。
- ⑥ 使いやすい集約された職員室などの管理諸室を計画し、教職員の働きやすい環境づくりを行います。
- ⑦ 教科担任制や乗り入れ授業を想定した特別教室の共有化を計画し、教科学習の専門化と高度化を図ります。

II. 生活：広い敷地を活かす機能的で快適な安心して過ごせる学校

広い敷地を活かして児童生徒が安全にのびのびと過ごせる学校環境を計画するとともに、敷地の高低差を考慮した利便性の良い動線及び施設計画とします。また校舎は日当たりや通風を確保した健康的な建物とし、全ての子どもたちが安心して通える環境づくりを行います。

- ① 広い敷地を活かしたグラウンドやプレイロットの整備、屋内運動場と多目的交流スペースなどの計画により、体格差のある児童生徒の安全な遊び場と運動空間を確保します。
- ② 敷地の高低差を踏まえた土地利用計画を行い、バリアフリー化を図るとともに、ユニバーサルデザインに配慮します。
- ③ 歩車分離を徹底した安全な構内環境とするとともに、広い敷地を活かした豊富な駐車場や登下校の利便性と安全性を重視したバスロータリーを整備します。
- ④ 校内全体を見渡せる管理諸室の配置を行い、可視管理を基本とした安全な学級園を整備します。
- ⑤ 自然採光、自然通風の確保を前提とした快適で省エネルギーな学校施設とします。
- ⑥ 兵庫県産木材を用いた内装木質化を計画し、木の温もりある居心地のよい生活環境とします。
- ⑦ 児童生徒がそれぞれの状況に応じて安心して過ごせる居場所を校内の各所に計画します。

III. 協働：吉川地域の新たな拠点として地域と人々のつながりを育む学校

吉川地域の新たな教育・地域活動の拠点として、これまでのコミュニティ・スクールや地域連携学習の取組をさらに推進し、学校と地域のつながりを深めます。また、地域の防災拠点として必要な機能を備え、地域に親しまれ、安心して利用できる学校づくりを進めます。

- ① 地域の人々と児童生徒の交流・連携の拠点となる多目的交流スペースを計画します。
- ② 学校運営協議会の関係者やスクールボランティア、PTA・保護者など、学校運営を支援する様々な方々の居場所となる地域・保護者連携推進室を計画します。
- ③ 学校運営と地域利用を両立する安全かつ利便性のよい地域開放ゾーニングを計画します。
- ④ 防災拠点として災害時の避難所への機能転換を踏まえた避難所機能・防災機能の計画を行います。
- ⑤ 既存校の歴史や経緯、記念品を継承するメモリアル交流ホールを計画します。
- ⑥ 部活動のみきティブへの展開を踏まえた競技空間、設備の計画を行います。
- ⑦ 学童保育施設を併設し、学校の施設を活用しながら、放課後の児童の安全な居場所と多様な活動の場を確保します。

2. 計画諸室

(1) 所要室の計画方針

■運営方式

- ・学校の運営方式は義務教育学校とします。
- ・今後の教育施策や学習指導要領の変化にも対応できるよう中学校課程は教科センター方式への転用も可能な所要室計画とします。

(2) 各室の利用形態

- ・各室の利用形態について以下に記載します。

普通教室ゾーン	普通教室 (1-2年生)	・教室を中心に学校生活を送りやすいよう、多目的スペースを取込んだ総合学習型の教室とし、書架、ロッカーを設けます。
	普通教室 (3-6年生)	・多目的スペースを活用した授業展開に対応した連携学習型の教室とし、ロッカーや水廻りを適所に設けます。
	普通教室 (7-9年生)	・多目的スペースを活用した授業展開に対応した少人数学習型の教室とし、ロッカーや水廻りは教室外に設置します。
	多目的スペース (3-9年生)	・普通教室・特別支援教室と一体利用しやすい配置とします。 ・図書コーナーや教材収納スペースを設けるとともに可動家具を配置し、目的に応じて自由に使い分けができるように計画します。
	多目的教室	・前期課程2、後期課程1の計3室を計画し、外国語学習やICT学習など多目的に利用します。
	特別支援教室	・支援の種別に応じて8学級でも運用できるよう計4室を計画します。(4種別×小中2) ・普通教室への移動・連携に配慮し、エレベーターの利用もしやすい配置とします。
	通級指導教室 プレイルーム	・1室計画します。 ・軽運動も可能なプレイルームを併設した教室とします。
特別教室ゾーン	図書室 (メディアセンター)	・学びと交流の拠点となるメディアセンターは、どの教室からも利用しやすい学校の中心に配置し、児童生徒の日常的な交流や書籍、情報に触れる機会をつくれます。
	放送室	・校内放送の機能だけでなく、音響・映像収録、配信などができる図書室と連携したメディアセンター機能の一部として計画します。
	理科室	・小中で分けて利用するだけでなく、講義用途と実験用途など、活動内容によっても使い分けられる2室にて計画します。
	家庭科室	・調理実習と被服実習で兼用可能なサイズを確保した教室とします。
	音楽室	・防音性に配慮した配置とします。
	工芸室	・図工・美術・技術用途での共同利用を考慮した2室にて計画します。
	児童会・生徒会室	・児童会、生徒会の活動の場だけでなく、多目的な会議や学習にも利用可能な室とします。
	多目的交流 スペース (武道場)	・複数学年での学習・交流活動、地域連携学習、地域利用スペースなど、多目的に利用できる計画とします。 ・取り外し可能な量を利用して武道場利用も可能な計画とします。
	教科ギャラリー	・教材展示や学習成果の発信を通して、多様な学びや交流を促進する空間を計画します。

管理諸室ゾーン	職員室・校長室 事務室・校務員室 ・他	- 職員室廻りに教材作成室、教職員休憩室、教職員更衣室、校長室、事務室などを集約して設けた利便性のよい配置とします。 - グラウンドや門への視界を確保した可視管理に配慮した配置とします。 - 学年ステージ毎にまとめた教材室を設けます。
	保健室	- トイレ、シャワーなどのアメニティスペースを併設した計画とします。 - 緊急車両の寄付きが可能な配置とします。
	カウンセラー室 相談室・指導室	児童生徒の相談や保護者の面談、来校者対応など、様々な活用が可能な複数の相談室からなる部屋構成とします。
	サポートルーム	登校しても自分の教室に入りづらい児童生徒に対して、安心して過ごせる場所を提供し、社会的に自立するための支援を行うことを目的とした空間を設けます。
	地域・保護者 連携推進室	学校ボランティアの控室やPTA活動、コミュニティ・スクールの運用の場所などとして利用できる会議室を計画します。
共有部	給食保管室	1階の給食受入口にて受入れを行い、エレベーターを用いて上階に配膳する方式とします。
	児童・生徒更衣室	普通教室や教科教室からアクセスしやすく、体育授業の際の屋内運動場やグラウンドへの移動動線にも配慮した配置とします。
	メモリアル 交流ホール	吉川小学校、吉川中学校、吉川高校の歴史や思い出を継承し、児童生徒だけでなく地域が交流できる空間を計画します。
	廊下 階段	- 廊下や階段は掲示に適した仕様を選定し、単なる移動空間ではなく、学習や交流にも活用でき、施設全体が学びの場となる空間とします。 - 昇降口や玄関、動線の結節点などにホール空間を設けるとともに、ベンチなどの仕掛けにより、日常的な交流や展示、憩いの場として機能する計画とします。
屋内運動施設ゾーン	アリーナ 器具庫 更衣室・トイレ 防災備蓄倉庫	- アリーナはバレーボールコート2面、ミニバスケットボールコート2面、正式なバスケットコート1面を確保できる大きさ、高さを確保します。 - アリーナは災害時の避難所となることから、防災備蓄倉庫を併設するとともに屋外からも利用しやすい位置に配置します。 - 地域利用に配慮した配置とします。
屋外運動施設ゾーン	グラウンド 屋外便所 屋外倉庫	- グラウンドは、200mトラック、100m直線、幅跳び助走路・砂場、野球、サッカーを確保します。グラウンド照明設備を整備します。 - プレイロットは遊具スペースを確保し、低学年児童が安心して遊べる屋外移動空間を整備します。 - 地域利用に配慮した配置とします。
学童保育施設	学童保育室 静養室 倉庫 アメニティスペース	- 学童保育室2室、事務室、静養室、倉庫、アメニティスペースを計画します。 - 昇降口からの移動や遊び場となるグラウンドへの動線、車両での送迎に配慮した配置とします。
駐車ゾーン	駐車場 サービス駐車場 駐輪場	- 来客、教職員、サービス、スクールバス駐車場を確保します。 - 駐輪場を確保します。

■合計延床面積

・約 8,000 m²とします。

3. 構造計画の方針

(1) 計画の方針

- ・地震等の災害後、構造体などの大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるよう構造上十分安全な計画とします。また多様な学習内容・形態に対応できる可変性のある空間を有した計画とします。

(2) 耐震性能の方針

- ・国土交通省が定める「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年）」では学校施設は「多数の者が利用する施設」として以下の安全性の分類基準となっています。

■耐震安全性の分類

施設の用途	対象施設	耐震安全性の分類		
		構造体	建築非構造部材	建築設備
災害対策の指揮、情報伝達などのための施設	指定行政機関が入居する施設 指定地方行政ブロック機関が入居する施設 東京圏、名古屋圏、大阪圏及び地震防災対策強化地域にある指定行政機関が入居する施設	I 類	A 類	甲類
	指定地方行政機関のうち、上記以外のもの及びこれに準ずる機能を有する機関が入居する施設	II 類		
被災者の救助、緊急医療活動などのための施設	病院関係機関のうち、災害時に拠点として機能すべき施設	I 類	A 類	甲類
	上記以外の病院関係施設	II 類	A 類	甲類
避難所として位置付けられた施設	学校、研究施設などのうち、地域防災計画で、避難所として指定された地域	II 類	A 類	乙類
危険物を貯蔵又は使用する施設	放射性物質又は病原菌類を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	I 類	A 類	甲類
	石油類、高圧ガス、毒物等を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	II 類	A 類	
多数の者が利用する施設	学校施設、社会教育施設、社会福祉施設など	II 類	B 類	乙類
その他	一般官公庁施設 (上記以外のすべての官庁施設)	III 類	B 類	乙類

■耐震安全性の基準

- ・耐震安全の分類で目指す目標は以下の通りです。

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I 類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	II 類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	III 類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A 類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動などが発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B 類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

■新校での耐震安全性の目標

- ・耐震安全性の分類では、避難所として位置付けられていない学校施設（多数の者が利用する施設）の非構造部材は、B 類であるが、新校では災害時に校舎を避難所として活用する計画のため、A 類とします。
- ・また性能を確保する上では文部科学省「小学校・中学校施設整備指針（令和 4 年 6 月）」などにも留意するとともに、維持管理に配慮した構造計画を行います。

	構造体	建築非構造部材	建築設備
学校機能	II 類	A 類	乙類
避難施設機能 ※屋内運動場など			

(3) 構造方式の方針

- ・鉄筋コンクリート造（RC 造）を主体とします。

4. 設備計画の方針

(1) 計画の方針

- ・新校の電気設備及び機械設備計画は以下の方針とします。

■維持管理への配慮

- ・メンテナンスの容易さや将来的に容易に改修できる設備スペースの考え方を構築します。

■経済性への配慮・省エネルギー化の推進

- ・ランニングコストの低減化を図ることのできる高効率機器などを採用します。

■環境配慮

- ・基本構想コンセプト「自然環境に配慮した学校施設」を踏まえ、再生エネルギーの活用に際して地球環境について理解を深められる設備計画を導入します。

■災害時における継続利用

- ・災害時の「避難所」としての役割を担うことのできる防災設備を構築します。

(2) 電気設備計画の方針

■照明・電灯・コンセント設備

- ・LED照明システム制御や人感センサー点滅制御などを通して省エネ化を図ります。
- ・自然採光を積極的に確保します。

■情報通信・映像・音響設備

- ・1人1台端末教育に対応したICT環境整備（高速大容量の通信ネットワーク）を行います。
- ・アリーナ、多目的交流スペースなどは、投影・式典に対応した映像・音響設備を構築します。
- ・各教室は、電子黒板や黒板一体型プロジェクターなど、教育設備の設置に対応した電力・情報設備を設けます。

■電話・校内放送・拡声設備

- ・校内内線電話設備への設置を検討します。
- ・職員室から校舎内、グラウンド及び屋内運動場へ音声放送可能な放送設備を設けます。
- ・1－6年生と7－9年生でチャイムや校内放送を区分できる仕様とします。
- ・非常・業務用兼用放送設備を導入し、非常時の校内放送と日常の連絡放送を両立します。

■その他設備

- ・太陽光発電設備を導入し、発電量表示モニターによる見える化を行います。
- ・アリーナなどの避難所エリアに太陽光発電から給電可能な非常コンセントを設けます。

(3) 機械設備計画の方針

■空調設備

- ・ 室ごとの目的に応じた適切な空調設備を選定します。
- ・ 室ごとで個別運転や管理が容易な設備システムを構築します。
- ・ 地域開放時の管理運営を考慮し、利用範囲ごとに空調を制御できるゾーニングを計画します。
- ・ 熱中症対策や避難所利用を考慮し、アリーナや多目的交流スペースへの空調設備の設置を検討します。

■換気設備

- ・ 室ごとの目的に応じた適切な換気設備を選定します。
- ・ 普通教室、屋内運動場には積極的に自然換気設備を設置し高温多湿対策を講じます。

■給排水設備

- ・ 給水方式は受水槽方式とし、児童・生徒・教職員人数に対応した容量とします。
- ・ 排水は敷地東側の県道淡河吉川線に埋設されている公共下水への放流を基本とします。
- ・ 節水型器具を積極的に採用します。
- ・ 保健室などに局所給湯設備（シャワー）を設けます。

■その他の設備

- ・ 下水道直結型のマンホールトイレを計画するとともに、防災井戸などの非常用水の確保を検討します。

(4) セキュリティ計画の方針

- ・ 地域に開かれた学校を目指し、見通しのよい施設配置・外構計画を基本とするとともに、死角や出入り口には防犯カメラ等を設置します。

■見守りカメラ

- ・ 管理諸室の適所への配置により可視管理を図りながら、死角となる場所はカメラを設置し、モニターを職員室に設置して管理します。

■門扉など

- ・ 正門、通用門など敷地出入口にインターホンや電気錠を設けた門扉を設置します。

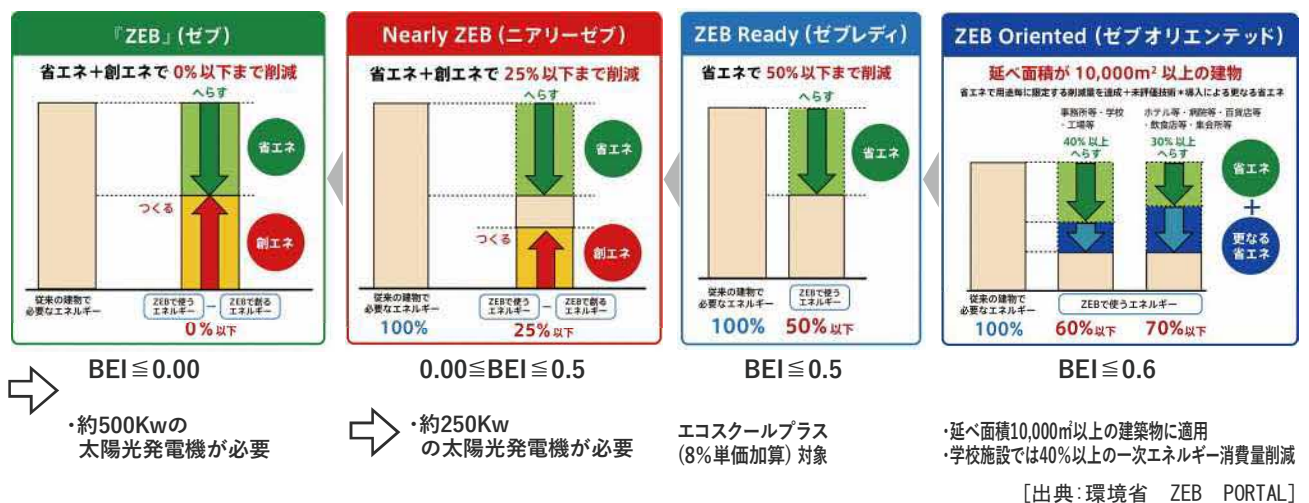
■地域開放エリア

- ・ 学校管理区画と地域開放区画を適切に分離しながら、地域利用が可能となるよう、地域玄関や図書室等への電気錠（スマートロック）の導入を検討します。

(5) 省エネ基準・ZEB化の方針

- ・地球温暖化対策のため、我が国は「2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。地方公共団体においても政府実行計画の趣旨を踏まえた率直的な取り組みが行われることを期待されています。
(環境省 ZEB PORTAL より抜粋)
- ・令和 7 年 4 月の法改正により、全ての建築物は省エネ基準への適合が義務付けられました。また、令和 8 年 4 月からは、中規模非住宅建築物の省エネ基準が引き上げられ、学校用途における一次エネルギー消費量基準 (BEI) は 1.0 から 0.8 に強化されています。
- ・ZEB とは Net Zero Energy Building の略称で省エネによってエネルギー消費を大幅に減らし、創エネによってエネルギー収支をゼロにすることを目指す建物を指します。省エネと創エネの達成度合いによって 4 段階があり、現状義務化には至っていないものの、国交省官庁営繕 (新築) において ZEB Oriented 相当以上を規定する等、公共施設への導入が進んでいます。
- ・本計画においては、エコスクール (自然環境に配慮した学校施設) への取り組みやランニングコスト低減を目指し、ZEB READY 相当の環境性能を目指します。

■ZEBの分類



■中大規模非住宅建築物省エネ基準

用途	工場等	事務所等・学校等・ホテル等・百貨店等	病院等・飲食店等・集会場等
BEI	0.75	0.8	0.85

[参考: 省エネ基準適合義務制度の解説]

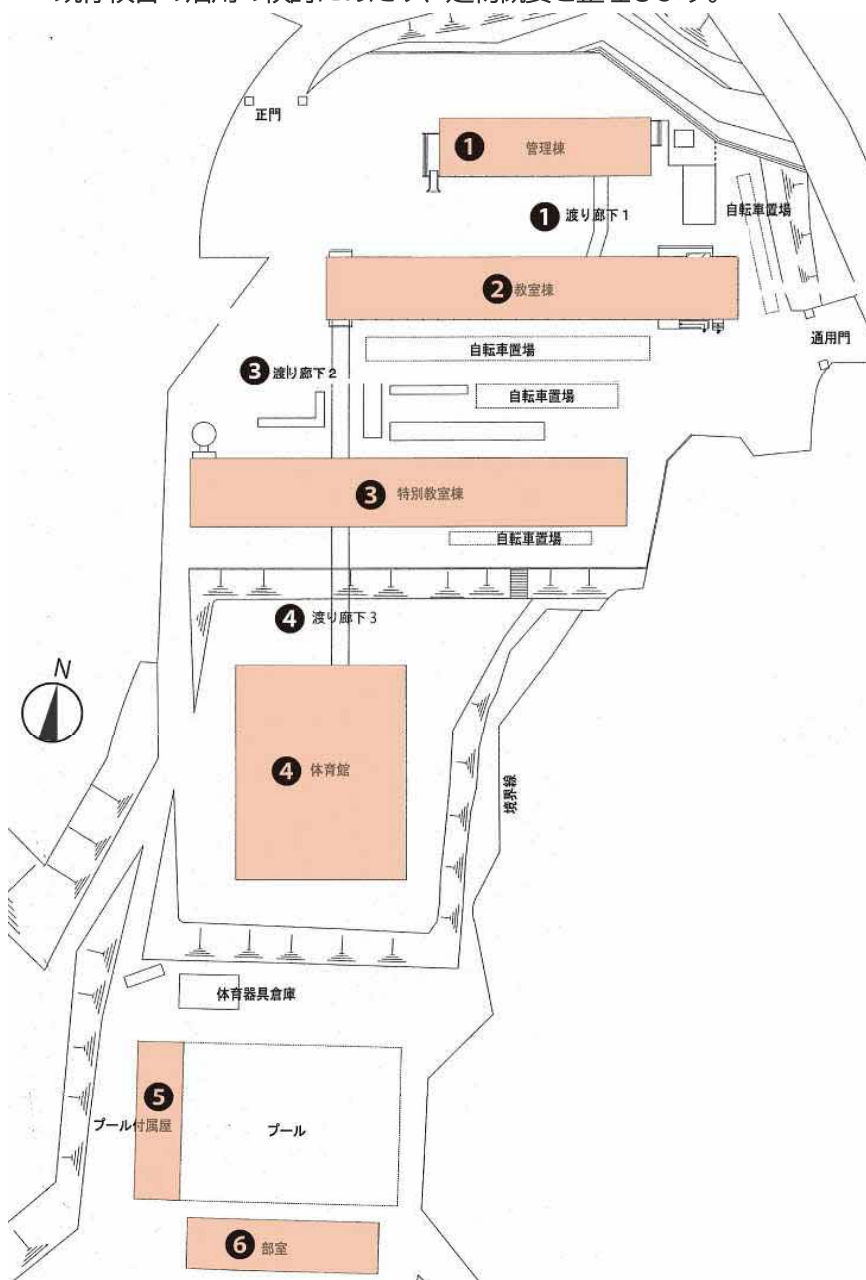
IV 配置・平面ゾーニング計画

1. 敷地利用計画・配置計画

(1) 既存施設の活用を検討

■施設概要

- ・既存校舎の活用を検討にあたり、建物概要を整理します。



① 管理棟・渡り廊下1



鉄筋コンクリート造4階建て
床面積 約1,440㎡

昭和51年 建設
昭和54年 3、4階増築
平成26年 耐震補強

② 教室棟



鉄筋コンクリート造3階建て
床面積 約2,190㎡

昭和47年 建設
平成26年 耐震補強

③ 特別教室棟・渡り廊下2



鉄筋コンクリート造4階建て
床面積 約3,740㎡

昭和50年 建設
平成23年 耐震補強

④ 体育館棟・渡り廊下3



鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建て
床面積 約2,190㎡

昭和51年 建設
平成21年 耐震補強

⑥ 部室



コンクリートブロック造2階建て
床面積 約220㎡

昭和56年 建設

⑤ プール付属屋



コンクリートブロック造平屋建て
床面積 約70㎡

昭和55年 建設

■諸室概要

- ・各建物の所要室を整理します。

① 管理棟・渡り廊下1

4階：普通教室3室、便所

3階：普通教室3室、便所

2階：図書室、司書室、進路指導室、便所

1階：玄関、事務室、校長室、応接室、便所

② 教室棟

3階：普通教室6室、生徒会室、便所

2階：普通教室6室、教材室、便所

1階：昇降口、保健室、放送室、生徒指導室、校務員室、職員室、電算室、湯沸室、更衣室、便所

③ 特別教室棟・渡り廊下2

4階：音楽室、音楽準備室、アサガール室4室、教材室、第二書道教室、コンピュータ室、準備室、便所

3階：化学教室、化学準備室、教材室、生物教室、生物準備室、物理教室、物理準備室、便所

2階：美術室、美術準備室、教材室、視聴覚室、視聴覚準備室、社会科教室、社会科準備室、便所

1階：被服室、調理室、被服調理準備室、作法室（和室）、書道教室、書道準備室、便所

④ 体育館棟・渡り廊下3

2階：体育館（29M×32M）、ステージ、器具庫、玄関

1階：柔道場、剣道場、柔剣道場更衣室、更衣室2室、生徒集会室、厨房、便所、屋外便所

⑤ プール付属屋

1階：更衣室2室、便所、機械室

⑥ 部室

2階：部室10室

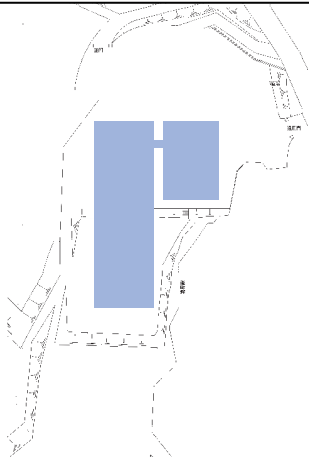
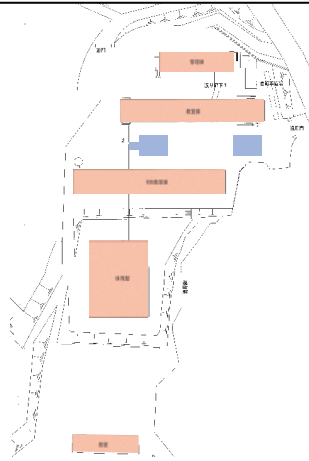
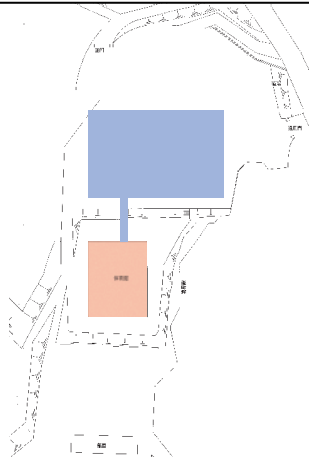
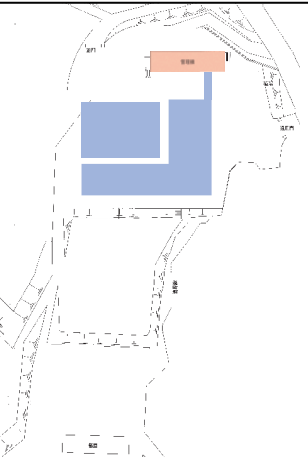
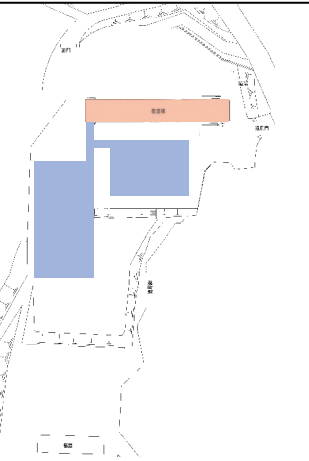
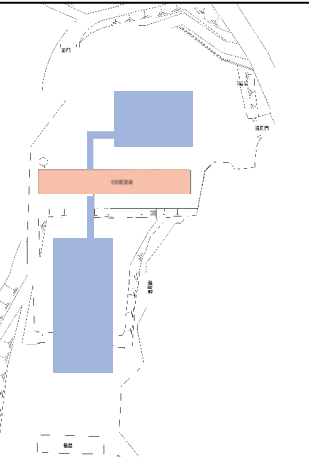
1階：部室10室

※各棟の構造種別、床面積は図面からの読み込みのため、申請書類等と整合しない可能性があります。

※建築確認申請については、昭和56年の部室が最新と思われますが、現状確認できているのは昭和54年の管理棟増築時の計画通知書となります。

■既存施設活用の比較検討

- ・既存校舎の活用の検討にあたり、比較検討を行います。
- ・プールについては新校整備にあたり不要なため、撤去を前提とします。

		全て新築した場合	校舎及び体育館を 活用する場合	体育館のみ 活用する場合	校舎の一部を活用する場合		
					管理棟を活用する場合	教室棟を活用する場合	特別教室棟を活用する場合
配置 イメージ							
工事内容	新築（増築）	・全て新築	・多目的交流スペース ・学童保育施設	・校舎	・校舎 ・屋内運動場	・校舎 ・屋内運動場	・校舎 ・屋内運動場
	改修	・なし	・長寿命化改修 ・バリアフリー改修（E V・トイレ） ・階段の滑り止め措置 ・アリーナ空調	・長寿命化改修 ・バリアフリー改修（E V・トイレ） ・階段の滑り止め措置 ・アリーナ空調	・長寿命化改修 ・バリアフリー改修（トイレ） ・階段の滑り止め措置	・長寿命化改修 ・バリアフリー改修（トイレ） ・階段の滑り止め措置	・長寿命化改修 ・バリアフリー改修（トイレ） ・階段の滑り止め措置
	撤去	・全て撤去	・プール	・校舎 ・プール、部室	・校舎の一部、体育館 ・プール、部室	・校舎の一部、体育館 ・プール、部室	・校舎の一部、体育館 ・プール、部室
懸念点	学習環境	・全て新築のため特に課題なし	・新しい教育形態への対応（多目的スペースの確保）が困難 ・教室面積が決まっているため1人あたりの好ましい必要面積が確保できない	・空調を設置すれば特に課題なし	・新しい教育形態への対応（多目的スペースの確保）が困難 ・教室面積が決まっているため1人あたりの好ましい必要面積が確保できない	・同左	・新しい教育形態への対応（特別教室廻りの展示スペースの確保）が困難
	学校運営	・全て新築のため特に課題なし	・分棟形式のため、渡り廊下での移動経路となり不便性が残る	・特に課題なし	・活用した棟までの移動距離がある、部屋の配置によっては不便性が生じる可能性がある	・同左	・同左
	土地利用	・全て新築のため特に課題なし	・地域開放や避難所利用を考慮すると体育館は道路からアクセスしやすい位置が好ましい	・同左	・学童保育や地域開放室を中心に配置する等、活用法に検討が必要	・同左	・敷地の中央部で新築建物に挟まれる形となり、工事が行いにくく渡り廊下での移動距離も長い
	将来工事	・全て新築のため特に課題なし	・20年後の建物更新の際、居ながら工事となるため、仮設校舎が必要となる可能性がある、また工事動線と学校動線の分離が困難	・20年後の建物更新の際、敷地奥の工事範囲となるため、工事動線と学校動線の分離が困難	・20年後の建物更新の際、居ながら工事となるため、仮設校舎が必要となる可能性がある、また工事動線と学校動線の分離が困難	・同左	・同左
	間取りの自由度	・全て新築のため特に課題なし	・耐震補強済みのため、原則壁の撤去や増設ができない	・同左	・同左	・同左	・同左
	安全性の担保	・全て新築のため特に課題なし	・現時点で建築確認資料が所在不明	・同左	・同左	・同左	・同左
80年ライフサイクルコスト		1.00	1.52	1.07	1.09	1.13	1.14
検討結果		・既存校舎を活用した場合、20年後の建物更新時に居ながら工事が必要となります。敷地条件より接道が2ヶ所しかないため、学校運営や安全性の確保に課題が生じます。 ・2030年からの80年ライフサイクルを考慮した場合、全て新築が最安となります。					

(2) 建設位置の方針

・建物の建設位置について比較検討を行います。

		A案		B案		C案		D案		E案	
配置図 校舎（学童保育施設を含む） 7000㎡（3階建て想定） アリーナ 40m×30m（平屋想定） 門 車両動線 歩行者動線 給食搬入口 児童生徒出入口 暗渠排水管 旧ため池埋立地 ため池決壊時の範囲											
ハザードマップ	洪水・土砂災害	○	指定なし	×	指定なし	×	指定なし	○	指定なし	△	指定なし
	ため池決壊（奥池）	○	歩行可能区域	×	全体が歩行不可能区域	×	屋内運動場が歩行困難区域	○	歩行可能区域	△	歩行可能区域
法的規制	開発許可要件		特に懸念なし		グラウンド部に建物を作るため地盤面の変更が生じる		グラウンド部に建物を作るため地盤面の変更が生じる		特に懸念なし		特に懸念なし
	日影規制	○	敷地境界からの離隔距離により対応可能	△	特に懸念なし	○	敷地境界から離隔距離により対応可能	○	敷地境界から離隔距離により対応可能	○	敷地境界から離隔距離により対応可能
インフラ	がけ地の安全措置		がけ地なし		校舎西側がけ地からの離隔距離必要		がけ地なし		がけ地なし		がけ地なし
	上下水道・電力幹線	○	幹線（県道淡河吉川線）から近い	△	幹線（県道淡河吉川線）から距離がある	△	幹線（県道淡河吉川線）から距離がある	○	幹線（県道淡河吉川線）から近い	△	幹線（県道淡河吉川線）から距離がある
埋設物等	旧ため池埋立地		建物の干渉なし		建物が干渉する		建物の干渉なし		建物の干渉なし		建物の干渉なし
	暗きょ排水	○	建物の干渉の恐れなし	△	建物の干渉の恐れあり	○	渡り廊下部分の干渉の恐れあり	○	建物の干渉の恐れなし	○	建物の干渉の恐れなし
既存施設の活用	既存建物杭		干渉の恐れあり（引き抜きにて対応）		干渉の恐れなし（存置が可能）		一部干渉の恐れあり（引き抜きにて対応）		干渉の恐れあり（引き抜きが必要）		一部干渉の恐れあり（引き抜きが必要）
	建物		新築校舎と干渉するため活用ににくい		新築校舎と離れるため活用ににくい		部分的に活用できる可能性がある		屋外運動場は活用しやすい		屋内運動場は活用しやすい
動線	グラウンド	△	そのまま活用できる	△	一部改修が必要だが活用できる	○	そのまま活用できる	○	そのまま活用できる	○	そのまま活用できる
	工作物（擁壁・排水施設等）		活用しやすい		活用しやすい		活用しやすい		活用しやすい		活用しやすい
歩車分離	歩車分離		認定道路部分で歩車共用となる		分離しやすい		認定道路部分で歩車共用となる		駐車場が奥にあり歩車混同の懸念が高い		給食車両動線がアクセスしにくい
	地域利用動線（屋内運動場と駐車場の近さ）	○	明快といえる	○	明快といえる	○	明快といえる	△	屋内運動場にアクセスしにくく、バリアフリーの課題も生じる	△	屋内運動場にアクセスしにくく、バリアフリーの課題も生じる
敷地内高低差の解消	敷地内高低差の解消		建物内E Vによる段差解消が可能		A案に比べ段差解消できない部分が生じる		建物内E Vによる段差解消が可能		建物内E Vによる段差解消が可能		A案に比べ段差解消できない部分が生じる
教育環境（校舎）	建物建設地の面積的ゆとり（階数の自由度や中庭の確保）		広く確保できる		グラウンド確保や暗渠排水の関係で広く確保できない		広く確保できる		広く確保できる		校舎廻りは余裕がない
	教室の日当たり	○	南北軸のため工夫が必要	○	東西軸のため確保しやすい	△	南北軸のため工夫が必要	△	南側に屋内運動場があり工夫が必要	○	南北軸のため工夫が必要
教育環境（屋外）	施設間の移動		コンパクトで短い		コンパクトで短い		校舎と屋内運動場に渡り廊下が必要		コンパクトで短い		コンパクトで短い
	職員室等からの敷地内見通し		配置に工夫が必要		見渡ししやすい		見渡ししやすい		南側に屋内運動場があり、駐車場が見渡しにくい		北側に屋内運動場があり、駐車場が見渡しにくい
周辺環境配慮	グラウンドの大きさ・形状	○	メイングラウンド、サブグラウンド、テニスコートを整形で広く確保できる	△	A案に比べるとメイングラウンド面積が小さい	○	メイングラウンド、サブグラウンド、テニスコートを整形で広く確保できる	○	メイングラウンド、サブグラウンド（野球場）、テニスコートを整形で広く確保できる	○	メイングラウンド、サブグラウンド（野球場）、テニスコートを整形で広く確保できる
	グラウンドの日当たり		南側が開けており良好		南側が開けており良好		南側が開けており良好		南側が開けており良好		南側が開けており良好
将来性	グラウンドへの校舎からの距離		約 75m		約 50m		約 75m		約 50m		約 50m
	交通		現況とほぼ変わらない		車両出入口部の交通量増加が懸念される		車両出入口部の交通量増加が懸念される		現況とほぼ変わらない		車両出入口部の交通量増加が懸念される
増築対応性（面積）	日影		現況とほぼ変わらない		影響はほぼない		現況より改善される		現況とほぼ変わらない		影響はほぼない
	プライバシー・圧迫感・騒音（東側住宅までの距離）	○	離れている（50m）	○	十分離れている（100m）	△	離れている（50m）	△	近い（30m）	○	離れている（50m）
増築対応性（接道）	グラウンドの砂埃（南風）		現況とほぼ変わらない		建物位置が変わるため増加が懸念される		現況とほぼ変わらない		現況とほぼ変わらない		建物位置が変わるため増加が懸念される
	増築対応性（面積）	○	駐車場部分	○	駐車場部分	○	駐車場部分	△	駐車場部分となるが敷地の奥となる	○	駐車場部分
増築対応性（接道）	増築対応性（接道）	○	確保は可能	○	2ヶ所の接道部分をつないだ構内道路を構築しやすい	○	2ヶ所の接道部分をつないだ構内道路を構築しやすい	△	確保しにくい	○	2ヶ所の接道部分をつないだ構内道路を構築しやすい
総合評価		◎		×		×		△		○	

検討結果		・B案・C案は、ため池決壊による浸水想定区域に建物があることから不適と考えます。 ・D案・E案は、グラウンド形状（野球の競技スペース確保）において利点があるものの、動線（歩車分離やバリアフリー）について懸念点があります。 ・A案は、既存施設の活用が難しい点がありますが、その他においてはデメリットが少ない案といえます。									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(3) 施設配置の方針

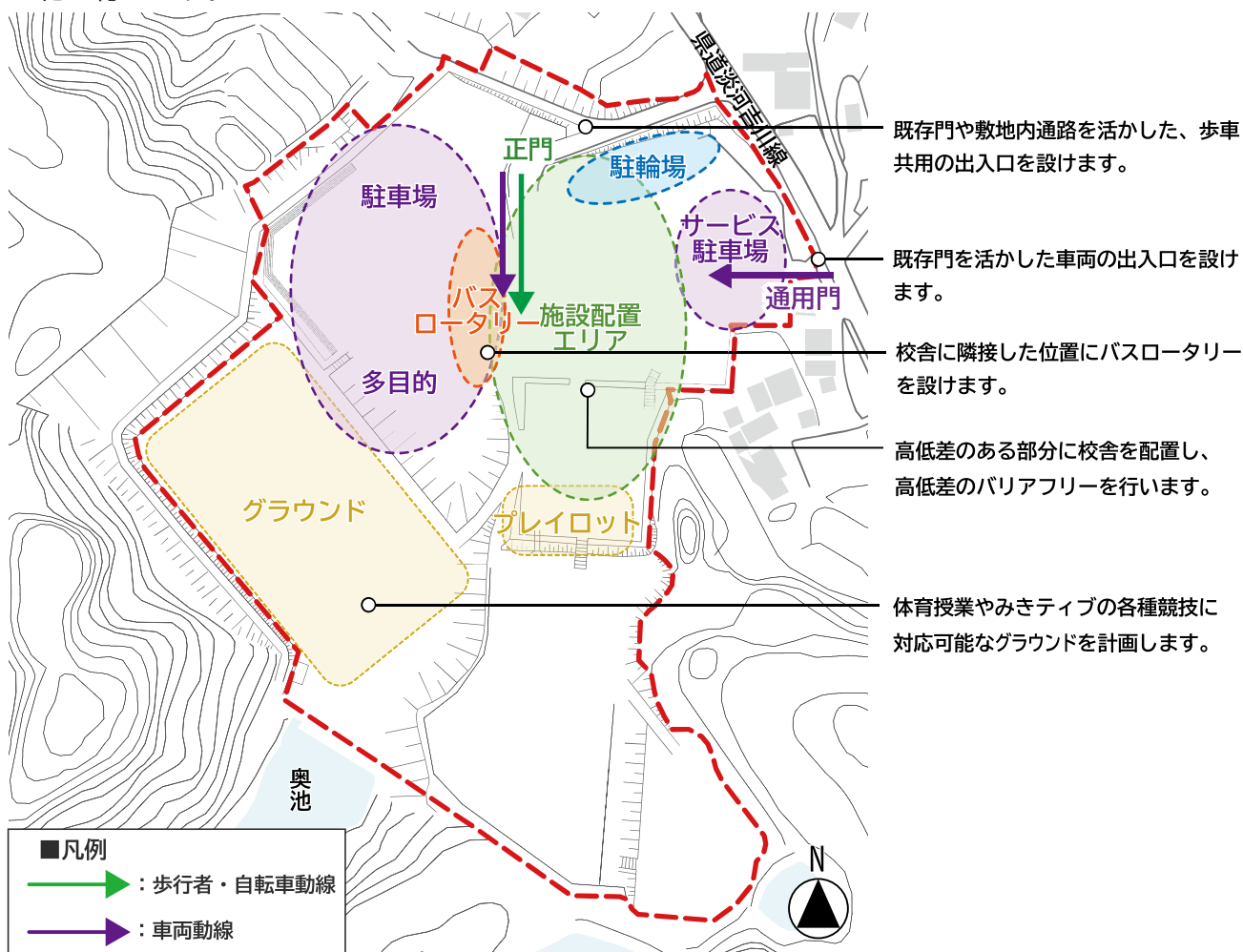
- ・建設位置の方針を踏まえて計画地における施設配置について整理します。

■土地利用方針

- ・東側県道、敷地内通路の両方からアクセスのしやすい北側中央部に校舎を配置します。
- ・十分な駐車台数を確保できる敷地北西部に教職員・来客・スクールバス駐車場を配置します。
- ・スクールバス通学の利便性に配慮し、校舎に隣接してバスロータリーを配置します。
- ・東側県道から直接アクセスできる敷地北東部に給食搬入車両等のサービス車両用駐車場を配置します。
- ・グラウンドは広く、整形で使いやすい形状を確保できる敷地南西部に配置します。
- ・児童生徒の体格差に配慮し、校舎に隣接して低学年児童の遊び場となるプレイロットを設けます。

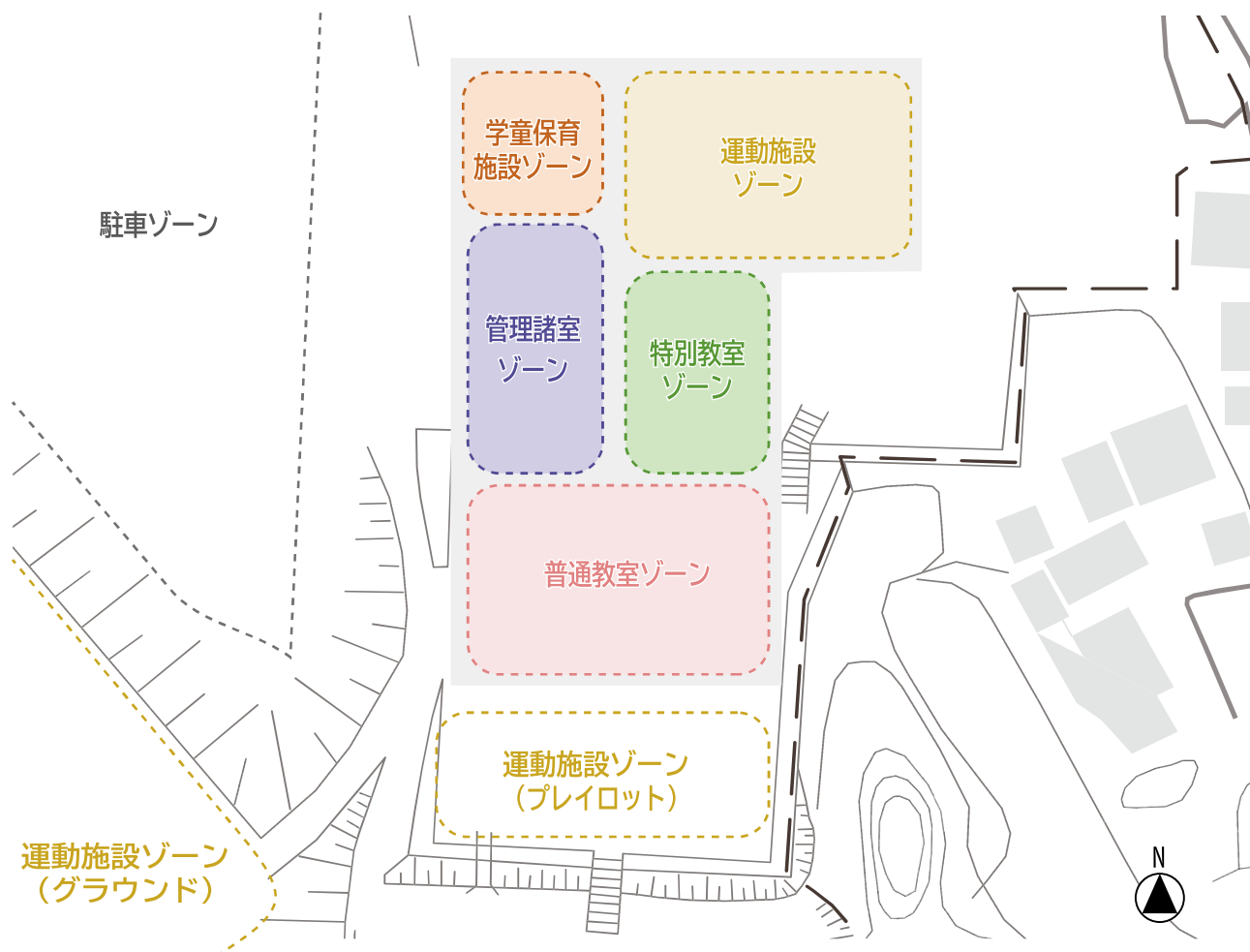
■動線方針

- ・歩車分離を基本とし、安全確保を最優先とした動線計画とします。
- ・北側敷地内通路に正門を設け、歩行者・自転車と一般車両・スクールバスの動線を分離します。
- ・東側県道に面して通用門を設け、給食搬入車両、その他サービス車両の動線とします。
- ・敷地内の高低差を踏まえ、緩やかな階段やスロープ、建物エレベーターなどによりバリアフリーを行います。



(4) ゾーニングの検討

- ・建設位置、施設配置の方針を踏まえて校舎のゾーニング構成について整理します。



普通教室ゾーン

- ・前期課程、後期課程及び特別支援教室のまとまりに配慮した配置とします。
- ・普通教室との連携に配慮した多目的教室・特別支援教室の配置とします。

特別教室ゾーン

- ・地域開放の優先度や、普通教室からの移動に配慮した配置とします。
- ・図書室は普通教室ゾーンからの移動や動線に配慮した配置とします。

駐車ゾーン

- ・歩車分離を確実にしながら、敷地内に教職員・来客・サービス用駐車場を配置します。

運動施設ゾーン

- ・地域開放や避難所機能を考慮して屋内運動場を配置します。
- ・グラウンドと低学年用のプレイロットを設け、安全に使い分けができる配置とします。

管理諸室ゾーン

- ・学校全体が見渡せ、各教室に移動しやすい位置に配置します。
- ・相談室、サポートルームは、一般児童生徒との動線の交錯の生じにくい配置とします。

学童保育施設ゾーン

- ・児童・生徒昇降口や駐車場への動線に配慮しながら校舎内に配置します。

(5) コンセプトの具現化

I. 学習：9年間のつながりを生かし多様な学びを広げる学校

施設一体型義務教育学校のメリットを活かし、学習空間の共有化や、教科の特性に応じた専門的な学習環境の整備を図るとともに、新しく整備される学校施設として、最新の教育ニーズに対応する学習環境と教職員の執務環境を計画します。

- ① メディアセンターや教科ギャラリーの計画により、日常的に本や教材、情報に触れられる環境づくりを行います。
- ② 4・3・2制や6・3制などの様々な学年段階の区切りや教科センター方式などの新しい学校運営方式にも対応できる柔軟性のある教室計画とします。
- ③ 広い教室や教室と連携しやすい特色ある多目的スペースの計画により、多様な学習形態や授業展開に対応できる教育空間計画とします。
- ④ 特別支援学級やサポートルーム利用者など、全ての児童生徒が共に学びやすいインクルーシブな学び舎とします。
- ⑤ 1年生から9年生までの発達段階に応じた異学年の交流空間を日常の学校生活の中に計画します。
- ⑥ 使いやすい集約された職員室などの管理諸室を計画し、教職員の働きやすい環境づくりを行います。
- ⑦ 教科担任制や乗り入れ授業を想定した特別教室の共有化を計画し、教科学習の専門化と高度化を図ります。

[イメージ]



〔①メディアセンター〕



〔②教科ギャラリー〕



〔③多目的スペース〕



〔⑤サポートルーム〕



〔⑥職員室〕



〔⑦工芸室（図工＋美術＋技術）〕

Ⅱ. 生活：広い敷地を活かす機能的で快適な安心して過ごせる学校

広い敷地を活かして児童生徒が安全にのびのびと過ごせる学校環境を計画するとともに、敷地の高低差を考慮した利便性の良い動線及び施設計画とします。また校舎は日当たりや通風を確保した健康的な建物とし、全ての子どもたちが安心して通える環境づくりを行います。

- ① 広い敷地を活かしたグラウンドやプレイロットの整備、屋内運動場と多目的交流スペースなどの計画により、体格差のある児童生徒の安全な遊び場と運動空間を確保します。
- ② 敷地の高低差を踏まえた土地利用計画を行い、バリアフリー化を図るとともに、ユニバーサルデザインに配慮します。
- ③ 歩車分離を徹底した安全な構内環境とするとともに、広い敷地を活かした豊富な駐車場や登下校の利便性と安全性を重視したバスロータリーを整備します。
- ④ 校内全体を見渡せる管理諸室の配置を行い、可視管理を基本とした安全な学級園を整備します。
- ⑤ 自然採光、自然通風の確保を前提とした快適で省エネルギーな学校施設とします。
- ⑥ 兵庫県産木材を用いた内装木質化を計画し、木の温もりある居心地のよい生活環境とします。
- ⑦ 児童生徒がそれぞれの状況に応じて安心して過ごせる居場所を校内の各所に計画します。

〔イメージ〕



〔①広くて整形なグラウンド〕



〔①プレイロット〕



〔②敷地内スロープ〕



〔④学級園〕



〔⑥内装木質化〕



〔⑦ベンチコーナー〕

Ⅲ. 協働：吉川地域の新たな拠点として地域と人々のつながりを育む学校

吉川地域の新たな教育・地域活動拠点として、これまでのコミュニティ・スクールや地域連携学習の取組をさらに推進し、学校と地域のつながりを深めます。また、地域の防災拠点として必要な機能を備え、地域に親しまれ、安心して利用できる学校づくりを進めます。

- ① 地域の人々と児童生徒の交流・連携の拠点となる多目的交流スペースを計画します。
- ② 学校運営協議会の関係者やスクールボランティア、PTA・保護者など、学校運営を支援する様々な方々の居場所となる地域・保護者連携推進室を計画します。
- ③ 学校運営と地域利用を両立する安全かつ利便性のよい地域開放ゾーニングを計画します。
- ④ 防災拠点として災害時の避難所への機能転換を踏まえた避難所機能・防災機能の計画を行います。
- ⑤ 既存校の歴史や経緯、記念品を継承するメモリアル交流ホールを計画します。
- ⑥ 部活動のみきティブへの展開を踏まえた競技空間、設備の計画を行います。
- ⑦ 学童保育施設を併設し、学校の施設を活用しながら、放課後の児童の安全な居場所と多様な活動の場を確保します。

[イメージ]



〔①多目的交流スペース〕



〔②地域・保護者連携推進室〕



〔③地域開放時のスマートロック〕



〔④防災拠点となるアリーナ〕



〔⑤メモリアル交流ホール〕



〔⑦学童保育施設〕

1. 地域開放機能

(1) 計画の方針

- ・現状の地域開放状況を整理するとともに、計画コンセプトにおける「地域の新たな拠点づくり」の実現をめざし、新校における地域利用の方針について検討します。

■現状の地域開放状況

- ・既存の吉川小学校、吉川中学校では、市民の社会体育振興を目的としたグラウンド、屋内運動場の開放が主に行われています。
- ・校舎内の特別教室や会議室の一般市民向けの利用はほぼ行われていない状況です。

	開 放 施 設
1 次開放エリア (生涯スポーツ対応)	グラウンド・屋内運動場 などの運動施設
2 次開放エリア (地域連携・災害時考慮)	多目的交流スペース・家庭科室 などの特別教室の一部
3 次開放エリア (出前授業・地域連携対応)	音楽室・工芸室・図書室 などの特別教室

[学校における開放部分について]

■これからの学校づくりの視点

- ・これからの学校づくりにおいては、学校と家庭・地域が連携・協力し地域全体で子どもたちの成長を支えるために、地域の方々が日常的に立ち寄りやすく利用しやすい施設計画とすることが重要です。
- ・現在行われている運動施設の開放に加え、多目的交流スペースや特別教室等についても、地域利用を想定した開放範囲を設定します。
- ・部活動の地域展開を踏まえグラウンドや屋内運動場を地域クラブが利用しやすい計画を行います。



[1 次開放（運動施設）イメージ]



[2 次開放（調理室）イメージ]



[3 次開放（図書室）イメージ]



[地域・保護者連携推進室イメージ]

吉川小学校の地域利用状況

グラウンド： 週1回程度グラウンドゴルフで利用

屋内運動場： 夜間週4日程度バレー、卓球、ビックルボールで利用

PTA活動の場： 1 階多目的教室を利用

教室： 年間数回の学校イベント時に餅つきやぜんざいの炊き出しに家庭科室を外部の方が利用

その他： 老人会での体育館利用がある、地域の出前授業では普通教室や1 階多目的教室を利用

吉川中学校の地域利用状況

グラウンド： 週3回程度サッカーで利用、野球で週1回程度利用

屋内運動場： 夜間週4日程度バレー、バスケットで利用

PTA活動の場： 人数が少ないときは校長室・会議室を利用、人数が多いときは社会科教室を利用

教室： 特になし

その他： 地域の出前授業では普通教室や社会科教室を利用

[現状の開放状況]

(2) 地域開放範囲の考え方

- ・地域開放方針を踏まえ、新校における地域開放範囲について検討します。
- ・地域開放時間については、放課後及び休日における利用を基本とします。
- ・地域・保護者連携推進室はコミュニティ・スクール運営のため平日日中も利用します。

	開 放 施 設	特 徴
1 次 開 放 エ リ ア		開放施設 グラウンド+屋内運動場 +地域・保護者連携推進室
		特徴 従来の社会体育開放に地域連携の活動場所となる会議室を加えたもの
		検討課題 ・地域玄関や体育館玄関の計画と鍵の管理方法 ・非開放エリアとの区画方法
2 次 開 放 エ リ ア		開放施設 1 次開放範囲+ 多目的交流スペース+家庭科室
		特徴 地域連携学習における集会機能と調理設備の災害時活用を考慮したもの
		検討課題 ・地域玄関の計画と鍵の管理方法 ・非開放エリアとの区画方法
3 次 開 放 エ リ ア		開放施設 1 次・2 次開放範囲+ 音楽室+工芸室
		特徴 音楽、創作系の特別教室の開放を想定したもの
		検討課題 ・地域玄関や地域利用動線の計画と鍵の管理方法 ・非開放エリアとの区画
非 開 放 エ リ ア		開放施設 職員室や保健室、相談室等の管理諸室 普通教室、理科室、図書室
		特徴 個人情報や貴重品、薬品類の保管場所の防犯性を確保するもの
		検討課題 ・開放エリアとの区画
検討結果	・現状の開放状況とコミュニティ・スクールの推進を踏まえ、1次または2次開放に対応した計画とします。 ・3次開放については、オープンスクールなどの特定の利用者による施設利用となるため不要とします。	

(3) 防犯性確保の考え方

- ・前項の地域開放範囲の検討を踏まえ、地域開放と防犯安全性を両立する施設構成や設備計画について検討します。

[△]学校領域の明確化

- …敷地外周部は植栽帯やフェンスなどの見通しのよい囲障によって物理的に校内に侵入しにくい計画とします。



[見通しのよい囲障]



[インターホン+電気錠]

[○]電気錠・インターホンの設置

- …門や地域玄関に電気錠・インターホンを設け、管理諸室で来校者の管理、開錠が可能な計画とします。

[○]地域玄関の設置

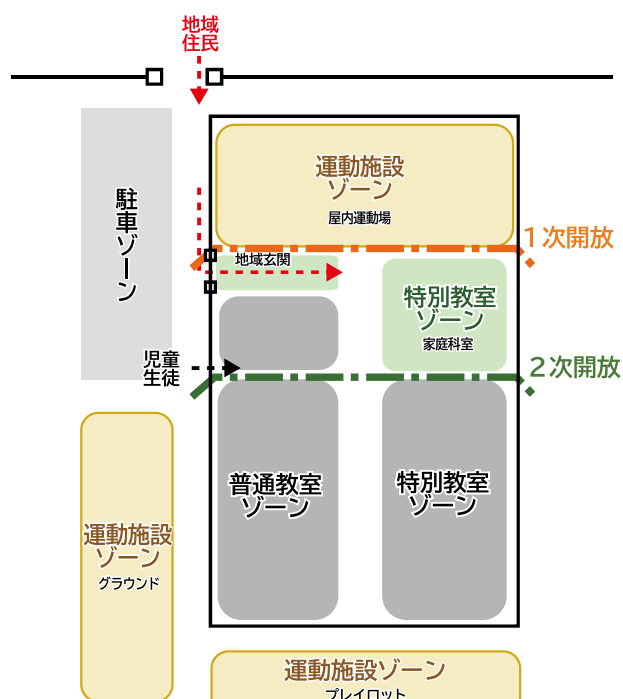
- …建物の出入口について、学校動線と地域動線を分離可能な計画とします。

[○]管理諸室からの見通し確保

- …職員室から正門、駐車場が見通せる計画とし、部外者の来校を把握できる計画とします。

[○]防犯カメラまたは見守りカメラの設置

- …管理諸室からの見通しを補完する措置として防犯カメラまたは見守りカメラ等の防犯管理システムを構築します。



[地域開放ゾーニングイメージ]

[○]明快な開放ゾーニング

- …1次～2次の開放範囲を明確にゾーニングし開放範囲を柔軟に設定可能な構成とします。

[△]区画扉の設置と施錠方法

- …開放エリアと非開放エリアの境界部に区画扉を設けます。施錠方法は手動を基本とし、必要に応じてスマートロック等の導入を検討します。

- ：積極的な採用を図る
- △：設計時の検討課題とする



[職員室からの見通し確保]



[安全カメラの設置]



[区画扉]



[スマートロック]

2. 防災機能

(1) 計画の方針

- ・三木市地域防災計画より、現在の吉川小学校・中学校は「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」に該当します。そのため新校においてもこの位置付けを引き継ぐものとし、災害発生後に避難所として継続稼働できる施設づくりを行います。
- ・三木市土砂災害・洪水・ため池ハザードマップより、敷地の一部が奥池の浸水域となっており、学校の建物は配置しない方針とします。



[周辺の指定避難所位置]



[計画地周辺のため池ハザードマップ]

凡例

土砂流危険渓流	土砂災害警戒区域：急傾斜レッドゾーン	洪水浸水想定区域：5.0m 以上 10.0m 未満
河川中心線	地すべり危険箇所	洪水浸水想定区域：10.0m 以上 20.0m 未満
崩壊土砂流出危険区域	浸水実績	家屋倒壊等氾濫想定区域図：氾濫流
土砂災害警戒区域：土砂流	山腹崩壊危険地区	家屋倒壊等氾濫想定区域図：河岸浸食
土砂災害警戒区域：土砂流レッドゾーン	洪水浸水想定区域：0.5m 未満	ため池（奥池）決壊時歩行可能
土砂災害警戒区域：地すべり	洪水浸水想定区域：0.5m 以上 3.0m 未満	ため池（奥池）決壊時歩行困難
土砂災害警戒区域：急傾斜	洪水浸水想定区域：3.0m 以上 5.0m 未満	ため池（奥池）決壊時歩行不可能

■周辺の指定避難所一覧

施設名	所在地	指定緊急避難場所		指定避難所	備考
		地震	風水害		
吉川小学校	校舎	○	○	○	
	グラウンド	○	○	○	
	体育館	○	○	○	
吉川中学校	校舎	○	×	○	ドクターヘリポート
	グラウンド	○	×	○	
	体育館	○	×	○	
吉川高校	校舎	○	○	○	臨時ヘリポート、ドクターヘリポート
	グラウンド	○	×	○	
	体育館	○	○	○	
吉川総合公園	研修館	○	○	○	臨時ヘリポート、ドクターヘリポート
	グラウンド	○	○	○	
	ホール	○	○	○	

(2) 学校施設における避難所機能強化の考え方

- 避難所となる学校施設の防災機能の検討に際して、災害発生時から学校機能再開時まで4つの期間に分類し、それぞれの段階で必要となる整備項目に配慮した計画を行います。

社会的状況		1. 救命避難期	2. 生命確保期	3. 生活確保期	4. 学校機能再開期
経過時間		災害直後～避難	災害直後から数日 (通常3日間)	災害直後から数週間	災害直後から数ヶ月
応急避難場所		・地域住民の学校への避難	・応急避難場所の開設 ・応急避難場所の管理運営	・自治組織の立上がり ・自治組織の確立	・応急避難場所機能と学校機能の同居 ・応急避難場所の解消
学校機能		子どもたちの安全確保	→	学校機能再開の準備	学校機能再開
必要な施設整備		・明快な動線計画による避難経路の確保 ・救護センター機能をもつ保健室	・物資を保管する備蓄倉庫 ・応急避難所となる屋内運動場 ・災害時にも活用できるインフラ設備	・避難者への炊き出しに利用できる家庭科室 ・プライバシーを確保する相談室	・明快なゾーニング計画により、学校機能と応急避難場所機能の共存
必要な内容		・防災設備 (設備機器の耐震化、避難誘導設備、初期消火設備) ※屋内消火栓は停電時、使用不可	・明かり ・飲料水 ・非常備蓄 ・災害用トイレ ・通信機器用電源	・シャワー ・冷暖房 ・換気 ・調理炊き出し	・避難所となる学校が併存するため、給水設備容量など、検討が必要
インフラ状況想定	電力	×	△(可搬式発電機、太陽光発電)	○(復旧)	○
	上水	×	△(緊急遮断弁付き受水槽)	△(給水車)	○
	下水	×	△(マンホールトイレ)	△(マンホールトイレ)	○
	通信	×	×	○(復旧)	○
	ガス(LPG)	○	○	○	○

[避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集 (文部科学省 R2.3月)]

- ・基本計画としては下記の「○・△」の項目で評価し、導入の可否については設計時に再検討することとします。

○：積極的な採用を図る
△：設計時の検討課題とする

※記載のコストは過去の実績を参考としており、施設規模やコスト削減については設計時の再検討が必要です。

①救命避難期 – 災害発生直後から、地域住民が避難場所に避難するまでの段階 –

■安全な避難経路の確保と堅牢な建物づくり

[○]堅牢な構造計画

…耐震安全性Ⅱ類（建築基準法1.25倍）を踏まえた構造計画とします。

[△]大空間の天井の落下防止：①

…建築基準法の特定天井に加え、大空間の天井落下防止対策を行います。※1

[○]安全な避難動線確保：②

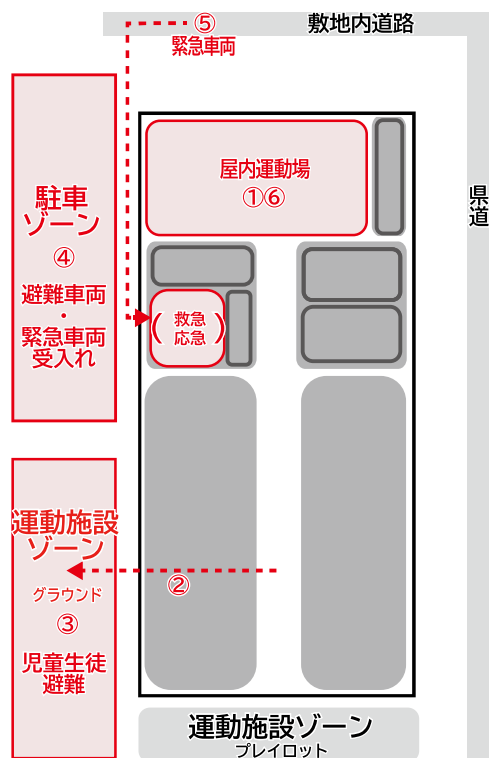
…建物の低層化や避難動線を複線化するなど、安全な避難動線を確保します。

[○]グラウンドへの迅速な避難：③

…グラウンドと普通教室を同レベルに配置することで、迅速な避難を可能とします。

[△]継続利用可能な設備計画

…伸縮継手の採用など地震動による配管の破断を防いだ設備計画とします。



[救命避難期のゾーニングイメージ]

■地域住民の迅速な避難に対応できる施設づくり

[○]駐車場への避難者受入れ：④

…自家用車の避難を考慮し、車が直接乗入れられる広い駐車場を計画します。

[○]緊急車両の直接乗り入れ：⑤

…避難場所（屋内運動場）や救護室（保健室）に緊急車両が近づける動線を確保します。

[○]指定避難所のバリアフリー：⑥

…指定避難所となる屋内運動場はバリアフリーを徹底します。



[①東日本大震災における天井落下]



[②安心安全な避難動線]



[⑤緊急車両の直接乗り入れ]



[⑥バリアフリー]

※1：文科省基準の特定天井
：集会用途に利用される高さ6m超「又は」200㎡超の天井

②生命確保期 –避難後に救援物資が届き始めるまで、または救助されるまでの段階–

■避難初期のインフラ確保

[○]避難所面積の確保

…居住空間の3.5㎡/人（スフィア基準）を参考に、アリーナを基本に、多目的交流スペースや学童保育施設などのスペース活用を想定し、避難所面積を確保します。

[○]防災備蓄倉庫：①

…外部からも使いやすい位置に備蓄倉庫を計画します。

[○]断水時の飲料水の確保

…現吉川小学校が避難所として利用できなかった場合を想定し、667人分の飲料水を3日分確保した緊急遮断弁付受水槽を計画します。

（667人×3L×3日分=6.00t
学校用受水槽20t想定(350人)で確保可能）

参考：農林水産省 緊急時に備えた家庭用食料品備蓄ガイド(飲料用+調理用)

[○]マンホールトイレ：②

…下水道破損時などのトイレが使用できない時でも、避難者にトイレを提供します。

(100人で1～2基、下水道直結式7基想定・1000万円程度)

参考：マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン-2021年度版-

[△]防災井戸：③

…マンホールトイレの洗浄水として手押しポンプ式の井戸を設けます。(深度15m、500万程度)

[○]停電時の電源確保：④

…太陽光発電設備を活用し、晴天時日中の簡易電力（スマートフォン充電など）を確保します。また、アリーナなどの避難所エリアに停電可能な発電機接続口を設け、可搬式発電機の接続により、照明やスポット空調などの電力を確保します。

[○]インフラ二重化

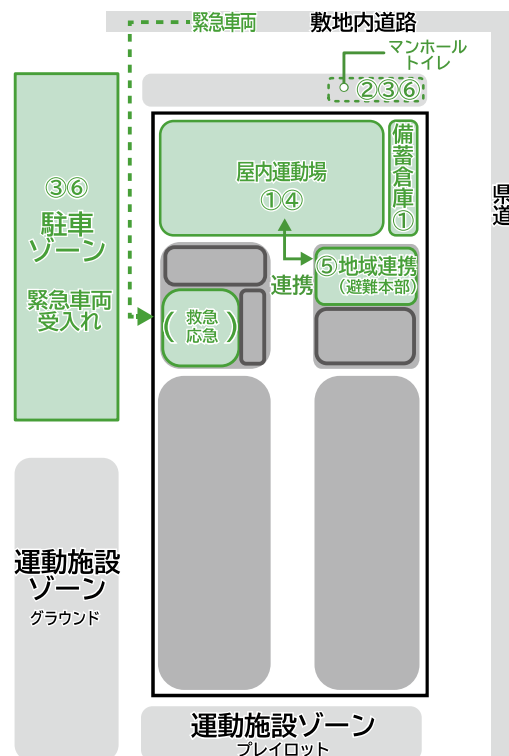
…調理室コンロや給湯設備へのプロパンガスの併用により、電気とガスでインフラを使い分ける計画とします。

[○]地域・保護者連携推進室を避難本部として活用：⑤

…地域・保護者連携推進室を避難所本部として活用しやすい配置計画とします。

[○]防災用品の設置：⑥

…避難時に活用できるかまどベンチを設置します。



[生命確保期のゾーニングイメージ]



[①防災備蓄倉庫]



[②マンホールトイレ]



[③防災井戸]



[④発電機接続口]



[⑤避難本部イメージ]



[⑥かまどベンチ]

③生活確保期 – 救援物資が届き始めてから、教育活動を再開するまでの段階 –

■避難所運営への配慮

[○]健康的な避難所環境：①

- …避難所となる屋内運動場へ空調を設置することで避難者の健康維持を図ります。
- …避難時は、多目的交流スペース（武道場利用）に畳を敷き、要配慮者の避難生活に活用します。

[○]炊き出し利用：②

- …家庭科室を外部から利用しやすい配置とし、炊き出しなどに利用しやすい計画とします。

[○]シャワー設備：③

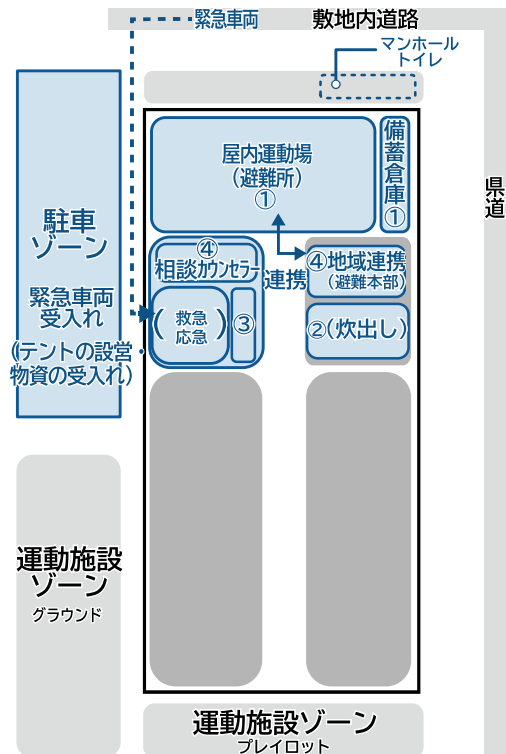
- …長期の避難生活に備え、屋内運動場、保健室まわりにシャワー設備の設置を検討します。

[○]プライバシー確保：④

- …相談室などをプライバシーが確保可能な諸室として活用します。

[○]屋外屋根付きスペース：⑤

- …建物廻りに屋根付きスペースを設け、支援物資の一時保管や荷解き場所、またペットの避難場所などとして活用します。



[生活確保期のゾーニングイメージ]

④学校機能再開期 – 教育活動を再開してから、避難所が閉鎖されるまでの段階 –

■避難所機能と学校機能の両立

[○]避難所と授業空間のゾーニング

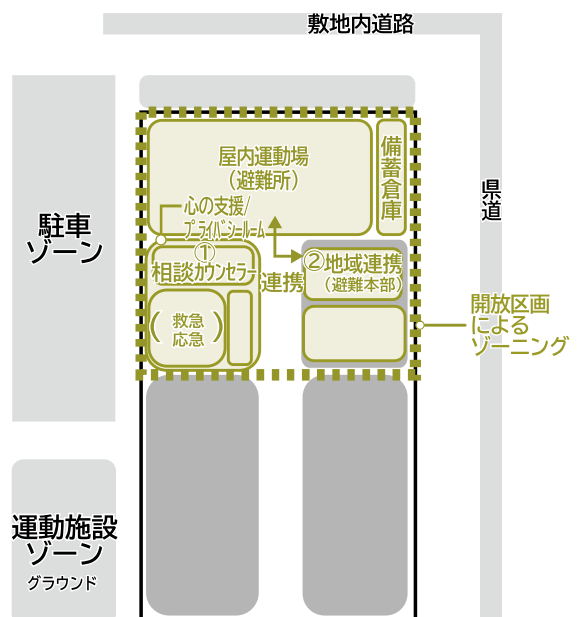
- …開放エリアと非開放エリアを明確にゾーニングすることで、避難所機能と学校機能の両立を可能とします。

[○]ストレス対策やプライバシー確保：①

- …災害による心の支援体制確保に配慮し、相談室などを活用します。

[○]ボランティアとの協同：②

- …復興段階における情報共有や交流スペースとして地域・保護者連携推進室を活用します。



[学校機能再開期のゾーニングイメージ]

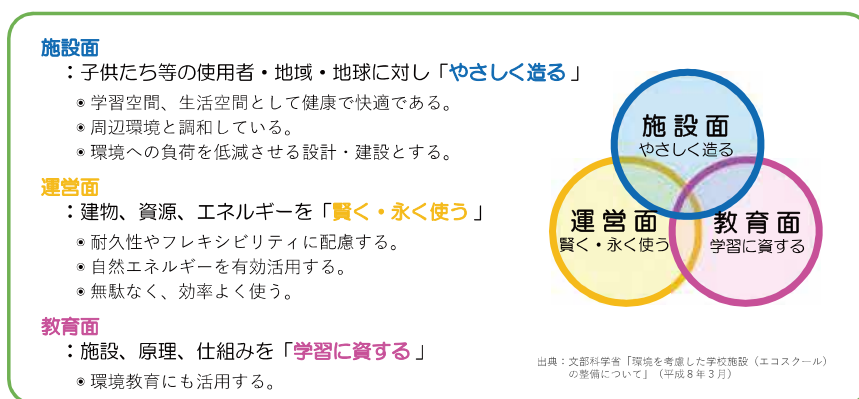
3. 環境配慮機能

(1) 計画の方針

- ・環境配慮計画の策定においては、基本構想コンセプト「自然環境に配慮した学校施設」の実現を目指し、環境負荷の低減及び児童や生徒の環境教育に役立てる方針とします。

(2) 環境配慮手法の採用の考え方

- ・環境配慮手法の採用にあたっては、文部科学省の指針を踏まえ、施設面・教育面・運営面の3つの視点から検討し、継続的な施設運用に活用します。



[出典：文部科学省 環境を考慮した学校施設づくり事例集（R2.3）]

- ・基本計画としては下記の「○・△」の項目で評価し、導入の可否については設計時に再検討することとします。

○：積極的な採用を図る
△：設計時の検討課題とする

※記載のコストは過去の実績を参考としており、施設規模や減量については設計時の再検討が必要です。

施設面 やさしく造る

■健康で快適な学習空間・生活空間

[○] 自然採光・自然通風

…自然採光・通風が得られるよう光庭や吹抜けを設けます。



[自然採光・自然通風（光庭）]

[○] 庇

…庇を設置し日射遮蔽と雨天時の通風確保を図ります。



[庇やルーバー]

[△] ルーバー

…ルーバーにより日射遮蔽効果を高めます。

[○] トップライト・ハイスайдライト

…天井面からの均質な採光の確保を図ります。



[ハイスайдライト]

[△] ライトシェルフ

…建具に反射板を設置し、室内部まで自然光を取り込みます。
(W6000 窓1ヶ所あたり 150万円程度)

[○] 高断熱化

…共有部（廊下やトイレ）も含んだ全館断熱施工を行い空調効率の良い快適な施設環境とします。

[○] 複層ガラス

…複層ガラスにより断熱性を高め空調負荷を低減します。
…空調負荷の高い南・西面の開口部はLow-E ガラスとします。
（フロート複層ガラスに比べ 1.3 倍程度）

[△] 遮熱塗装

…遮熱性能を有した外壁仕上げ材を採用し建物の温度上昇を防ぎます。（汎用品に比べ +6,000 円 / m²程度）

■周辺環境との調和

[○] 敷地内緑化（まちの区域：10%、丘陵の区域：30%）

…敷地内の既存緑地は保全を行うとともに、空地への積極的な緑化を図ります。

■環境負荷の低減・資源の有効活用

[○] 現場発生土の抑制

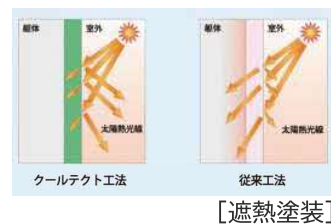
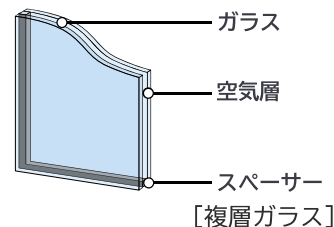
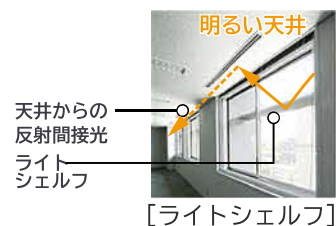
…ピット掘削土の外構整備路盤への転用等により発生土の抑制に配慮します。

[○] エコマテリアル（再生材料）

…再生砕石や高炉セメント等を採用し、建設副産物の有効活用を図ります。

[○] 木造化・木質化

…木造化・内装木質化により、木の温もりのある教育環境づくりを行います。



教育面 — 学習に資する —

■環境教育への活用

[○] エコモニター・見える化

…太陽光発電や消費電力の表示モニターを設け、省エネ意識の喚起に役立てます。（消費電力表示システムは 100 万円程度）
…採用した環境配慮設計についての紹介パネルを設け運用に活かす工夫を行います。

[△] エネルギーについて学ぶ仕掛け

…導入した再生可能エネルギー活用手法を見て・触って感じる事のできる仕組みを取り入れ、日常的にエネルギーへの関心・意識を高めます。

[△] 地域の材料の採用

…県産木材を利用し、地域森林資源の利用促進を図ります。



■自然エネルギーの有効活用

[○] 太陽光発電

- …太陽光パネルを設置し共有部の照明等の使用電力の一部を賄います。
- …10kW 想定で年間電気料金 10 万円程度の削減効果があります。
- ただし 10 年程度でパワコンの更新費用が発生します。(150 万円程度)



[太陽光発電]

[△] バランス式逆流防止窓・給気スリットサッシ (ナイトパージ)

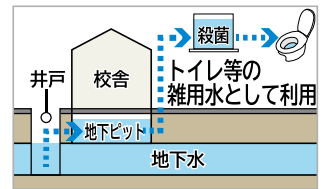
- …無人でも給排気可能な窓を設け夜間等に施設内の換気を行います。
- (バランス式逆流防止窓 + センサー 1 ヶ所で 1,800 万円程度)



[バランス式逆流防止窓]

[△] 中水利用

- …井戸から地下水をくみあげ、貯留槽に貯め、殺菌の上、便所洗浄水及び緑地散水に活用します。
- …井戸工事や、圧送ポンプユニット、配管などの設備機器が必要となります。(イニシャルで 5,000 万程度) 加えて、更新費用として、薬液補充による約 30 万円 / 年間が発生します。また、机上では年間 150 万円程度の水道料金削減効果があります。



[井水利用 (中水利用システム)]

[△] 地熱利用 (クール・ヒートトレンチ)

- …年間を通じて安定したピット空間の空気を、廊下などの共有部に導入し、快適性の向上につなげます。(送風機 + ダクトの設置で 300 万円程度)



[クール・ヒートトレンチ]

■エネルギーの効率化

[○] LED 照明

- …消費電力を抑え長寿命な LED 照明を採用します。従来 HF 蛍光灯に比べ電気料金 700 円 / m²程度の削減効果があるといわれます。

[○] センサ連動照明

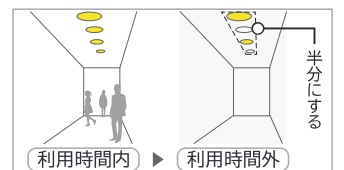
- …消し忘れを防止する人感照明や自然光に合わせ調光する昼光センサ照明の採用を検討し電灯消費電力の低減を図ります。



[人感照明]

[○] 照明のゾーニング制御

- …時間帯に応じて照度条件を緩和して、間引き点灯又は調光による減光により照明の消費電力を低減します。(簡易的な手法としては廊下照明の回路を分け手動による間引き点灯も可能)

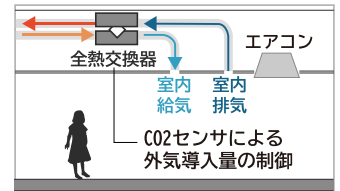


[照明のゾーニング制御]

〔O〕個別空調方式・全熱交換器

…必要な時だけ使用できる自由度の高い部屋毎の空調方式を採用します。

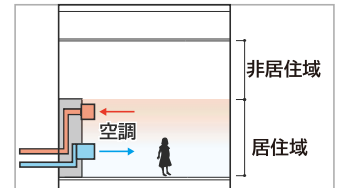
…換気は全熱交換器とし、廃熱を回収し、空調効率を向上します。



〔C02センサー付き全熱交換器〕

〔△〕C02 濃度による外気量制御

…C02 濃度センサー付の全熱交換器によって、適正な外気導入量に制御することにより、冷暖房時の外気負荷を削減します。



〔アリーナの居住域空調〕

〔O〕大空間の居住域空調

…天井の高いアリーナの空調は、居住域に絞って空調する方式の居住域空調を採用し快適性と省エネを両立する方式とします。

〔O〕高効率設備機器の採用

…キュービクルや空調ヒートポンプにトップランナー機器を採用しエネルギー損失を削減します。



〔自動水栓〕

〔O〕節水型器具の採用

…手洗いへの自動水栓や節水型衛生機器により使用水量を削減します。

■耐久性やフレキシビリティの確保

〔△〕省メンテナンス材（内装材）の採用（例：アリーナフロアシート）

…2.5 万円 / m²程度（鋼製床別途）

…フローリングに比べ 10 年に一度のサンダ掛けコストを削減でき、30 年で約 9 千円 / m²程度の削減となります。



〔省メンテナンス材（内装材）〕

〔△〕省メンテナンス材（外装材）の採用（例：溶融亜鉛メッキ処理鋼材）

…イニシャルコスト 4 千円 / m²（塗装費用）

…塗装仕上げに比べ 10 年に一度の塗り替えコストを削減でき、30 年で約 8 千円 / m²程度の削減となります。



〔省メンテナンス材（外装材）〕

VI 整備費概算・事業スケジュール

1. 整備費概算

約63.0億円(税込)…既存施設解体工事、新築工事含む

2. 事業スケジュール

事業スケジュールについて以下に記載します。

	2026 年度 (R8 年度)			2027 年度 (R9 年度)			2028 年度 (R10 年度)			2029 年度 (R11 年度)			2030 年度 (R12 年度)		
	4	10	3	4	10	3	4	10	3	4	10	3	4	10	3
基本計画	基本計画														
設計		設計発注													
許認可															
工事															
学校運営															

※点線部分は、今後の設計・工事進捗等により変更となる可能性があります。